

## 海外調査報告

手話言語法（仮称）制度推進事業実務者会議は、障害者権利条約の内容実現を促進するために作成された国連『議員のためのハンドブック』において、手話を法的に認知している国として紹介されているニュージーランド及びフィンランド現地調査を行い、手話関連法制定の前後に見られる変化の内容、ほかの法規との関係および手話関連法規の将来の展望について考察した。また、欧州ろう連合がモデルとして挙げているハンガリーの手話関連法規についても調査を行ったので、これら 3 カ国における状況を以下のようにまとめる。

### ニュージーランド

- 手話言語法で手話を公用語として規定したことは、ろう者のアイデンティティとプライド、及びエンパワメントの核となることであり、日本の私たちが何をおいても見習うべきことである。
- 法的手続きにおいて手話使用が権利として規定されたことは、ろう者の権利救済にとって欠くことはできない司法へのアクセスを保障したものとして重要である。
- その他の分野での手話使用が「政府機関の指導原則」（ガイドライン）にとどまったのは、時の政権や財政状況に大きく左右され、ろう者の権利を揺るがすものとなっている。ろう者側はこれを義務と規定することを望んだが、政府の強い反対で妥協せざるを得なかった。したがって、ニュージーランドの欠点を教訓として、日本において手話言語法の制定を推進する時は、他の分野での手話アクセス等の権利性を織り込む努力が必要である。
- 手話言語法の監督を実行ならしめるための独立した監督部門も必要である。これは、モデルとなったマオリ語法では規定されながら、手話言語法では実現できなかったことであり、これも教訓として日本における手話言語法の中に織り込むべきである。

### フィンランド

- フィンランドのろう者が憲法の中で手話の認知と手話通訳の権利を組み入れることができたのは、その後の関連法制の発展に大きなプラスの影響を及ぼす成果であった。憲法で謳われたことから、ろう者または手話使用者と関連する立法、行政はそれに対応することが求められた。
- 上記憲法の規定を根拠に言語法が制定され、法務省が言語法を主管する部門として指定されたことの意義は大きい。言語の課題に対して、福祉ではなく、権利の側面から取り組むことが期待されるからである。
- 手話通訳サービスの立法化はすでに 1987 年に開始されたが、従来は地方自治体が担っていた。法律は、最低利用時間を明記し、予算の確保をする意味で参考になる手法である。地方自治体間格差の問題を解決するために、2010 年に障害者のための通訳サービスに関する法律が制定され、手話通訳サービス提供の責任は、地方自治体

から国に移管された。同時に最低利用時間を拡大した上で、追加時間を要求できる規定を設け、ろう者が必要な分の手話通訳利用時間を確保できるよう改善が図られた。この教訓は日本にとっても示唆的である。

- 手話の習得については、教育に関する法律の中で具体的に定めている。聴覚に障害がある生徒に対しては、必要な場合は、手話で教育しなければならないと定めている。耳の聴こえる生徒が自分の母語で教育を受け、母語を学ぶのと同様に、ろうの生徒も自分の母語である手話で教育を受け、母語である手話について学ぶことが制度化されており学ぶべき点が多い。
- 言語およびろう者の母語として手話が認知された一方、他方において手話通訳や手話による教育などのサービスへのアクセスは、障害を基準に提供されており、相克が生じているところである。サービス提供の予算確保のクライテリア（判定基準）としてそうした二重基準を受け入れることも戦略のひとつとするのか、フィンランドが現在取り組んでいるように完全に言語権の範疇にいれるよう概念転換を促していくのか議論が必要である。
- もうひとつ大きな要素は、事実上の阻害要因となっている医師による推薦である。多くのサービスは障害を基準にろう者に提供される仕組みになっているので、必然的に医師が一定の発言力を持つことになる。特に人工内耳との関係で、手話は否定的に捉えられることが多く、聴能発語など医療以外の、言語獲得、教育、言語使用にも少なからずの影響を及ぼしている。したがって、フィンランドと同じようにそうしたことが阻害要因とならないように制度設計する必要がある。

#### ハンガリー

- ハンガリーの手話関連法規（憲法・手話言語法）はニュージーランド及びフィンランドの法律をモデルに作られている。
- 手話言語法は「ハンガリー手話」を「独自の体系を持った自然言語」と定義し、「触手話」「手指ハンガリー語」など 11 の方法を「特別なコミュニケーションシステム」として区別している。
- 手話言語法は、保護者が子供に対する教育方法を決定するに際してバイリンガル教育と聴覚口話法の二つの選択肢があることを明記し、教育関係者は保護者に両方の情報を提供すべきものと定めている。
- 手話言語法は、聴覚に障害が発見された時点で、医療関係者が保護者に対して偏った情報の提供を禁じ、関係情報全般の提供を求めている。人工内耳との関係で手話を否定的に捉える医師が多い現状に対応している面で学ぶ点は大きい。

## 【調査方法】

実務者会議は、手話の法的認知に係る海外の状況を把握するために、教育及び生活におけるろう児・者の手話言語の選択及び使用、手話言語の教育、手話言語の保存・継承・発展に関する法的な状況及び政策の有無、そして手話言語の法的位置づけを図るための取組み状況を整理した 43 個の質問項目に基づいて、アンケート調査、文献調査及び現地調査などによりニュージーランドと欧州を中心に情報収集を行った。

アンケート調査は、43 個の質問項目を英語に翻訳したものを世界ろう連盟に加盟する 133 カ国のろう者団体にメール添付で送付し、国際手話で表現する映像をウェブサイトで視聴できる工夫も行ったが、回答を得られたのは、ベルギー、マレーシア、スロベニア、ベナン、フィリピン、ウクライナの 6 カ国のみであった。アンケート調査で世界の状況を把握することはできなかったが、日本において全日本ろうあ連盟が中心となり手話言語法の制定を目指していることの情報を世界広く発信したことにより、世界ろう連盟マルク・ヨキネン理事長（調査当時）及び本報告で後述する欧州議会のアダム・コーサ議員より、調査へのご協力を得る契機となった。

文献調査は現地調査で収集した資料のほかに、欧州ろう連合が出版した『Sign Language Legislation in the European Union 欧州連合における手話の法制化（Wheatley & Pabsch [2010]）（右上写真）』が大変貴重な資料となった。この書籍は 284 ページにわたって各国の基本データ（公式言語、公認少数言語、手話の名称、手話の略称、人口、ろう者・手話人口、登録手話通訳者数）及び手話関連法規の状況、法制化の実現に関する特記事項、そして各国の重要な手話関連法規の抜粋という構成である。手話関連法規は原文のまま記載されているために理解が困難であるが、各国において重要と思われる内容については和訳し、法規の種類別に整理した。

現地調査は、障害者権利条約の内容実現を促進するために作成された国連発行の『議員のためのハンドブック』の中で参考例として取り上げられている（UN, OHCHR, IPU [2007:69]）国々から対象国を選定した。各国の状況を手話言語ステータス、手話通訳制度、教育での手話使用、手話研究の各分野における法規の有無で整理したものが下の表である。参考に日本の状況を付け加えている。



| 国連ハンドブックで紹介されている国々                                                                                |            |        |          |        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|----------|--------|
|                                                                                                   | 手話の言語ステータス | 手話通訳制度 | 教育での手話使用 | 手話研究   |
|  <b>タイ</b>       |            |        | 教育相署名    |        |
|  <b>ニュージーランド</b> | 手話言語法      |        |          |        |
|  <b>フィンランド</b>   | 憲法         | 障害者法   | 教育法      | 言語研究所法 |
|  <b>ベネズエラ</b>    | 憲法         |        |          |        |
|  <b>ウガンダ</b>     | 憲法         |        |          |        |
| (参考)                                                                                              |            |        |          |        |
|  <b>日本</b>      |            |        | 障害者法     |        |

この一覧より、手話に関する個別法である「ニュージーランド手話言語法」を 2006 年 4 月に制定したニュージーランド及び、憲法で手話の言語としての位置を保障し、様々な法律で手話に関連する法制化を実現しているフィンランドに注目し、この二カ国を現地調査の対象国とすることが研究会で承認された。なお、『欧州連合における手話の法制化』を出版した欧州ろう連合の手話言語法制化に関するセミナーが開催されることの情報を得たため、フィンランドと欧州ろう連合セミナー（ハンガリー・ブタペスト）への参加を欧州の現地調査先とすることになった。

なお、ニュージーランド現地調査には実務者会議の大杉委員と小林委員、フィンランドを含む欧州現地調査には同じく実務者会議の西滝委員、大杉委員、小林委員が派遣された。以下、現地調査の報告をまとめる。

## 【ニュージーランド現地調査】

### 1. はじめに

「手話言語法」制定推進事業における海外調査の一環として、2011年1月5日より13日までの日程で、ニュージーランド現地調査を行った。手話言語の法的認知の形態は国によって異なり、憲法や一般の法律の中で規定する国および個別法を制定する国などがある。ニュージーランドは手話に関する個別法を制定した国として国連ハンドブック（UN-DESA 2007）に紹介されている。そこで本現地調査では、2006年4月に制定されたニュージーランド手話言語法（以下「NZSL法」とする）に関して、以下の内容を把握することを目的に調査を行った。

- （1）手話言語法制定の前後に見られる変化の有無とその内容について
- （2）変化が見られる場合、手話言語法の直接的あるいは間接的影響の有無について
- （3）手話言語法と他の法律の関係について
- （4）手話言語法の見直しの検討状況について

以上の目的を達成するために、ニュージーランドではオークランドおよびウェリントンにて、手話言語を用いるろう者の当事者組織であるニュージーランドろう協会、政府関連では社会開発省障害問題室及び教育省特殊教育課ならびに国家人権委員会を訪問し、「手話言語法」制定推進事業実務者会議でまとめた分析課題を中心にヒアリングを行った。また、ろう教育関連についてはケルストンろう教育センターの教員、手話研究関連についてはビクトリア大学デフ・スタディズ学科の教員、手話通訳養成関連についてはオークランド工科大学手話通訳学科の教員及び手話通訳者となった卒業生、そしてオークランドのろう者コミュニティ・リーダー複数名と接触して情報及び意見の収集を行った。

本章では、まずニュージーランドの概要を述べたうえで、NZSL法の構成を紹介し、NZSL法の制定が社会にもたらした変化を論ずることとしたい。

### 2. ニュージーランドの概要

オーストラリアの南東に位置するニュージーランドは日本と同様に島国であり、国土面積、人口、GDPは下表に記載の通りである。民族構成をみると、先住民であるマオリ人が国民の15.2%と大きなウェイトを占めており、国民約7人に1人がマオリ人という計算になる。一方、日本には政府より先住民と認定されているアイヌ人の人口に関する全国的な統計がない。最も多く見積もっている調査でも全国で約20万人とされており、この数字をもってしても国民の0.002%である。

ニュージーランドろう協会によれば、ニュージーランドにおける手話を使うろう者の人口は約5,000人、オークランド工科大学手話通訳学科を修了した手話通訳者は100人弱、ろう者50人あたりに1人の手話通訳者という計算になる。単純な比較は難しいが、日本ではろう者17人に1人が手話通訳士であることを考えると、手話通訳者の数が大変不足していることがうかがえる。

日本とニュージーランドの比較表

|             | 日本                                                 | ニュージーランド                                                                   |
|-------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 国土面積        | 378, 000km <sup>2</sup>                            | 268, 680km <sup>2</sup>                                                    |
| 人口          | 1 億 2728 万人                                        | 426 万人                                                                     |
| GDP         | 34 千ドル（1 人あたり）                                     | 27 千ドル（1 人あたり）                                                             |
| 民族構成        | 日本人 98. 5%<br>アイヌ人 0. 2%（約 20 万人）                  | ヨーロッパ人 81%<br>マオリ人 15. 2%(約 66 万 3 千人)<br>アジア人 9%<br>※2010 年 7 月末、NZ 統計局推計 |
| 手話を使うろう者の人口 | 約 5 万人（人口の 0. 04%）<br>※平成 18 年（2006）身体障害児・者実態調査より  | 約 5 千人（人口の 0. 1%）<br>※ニュージーランドろう協会職員へのヒアリングより                              |
| 手話通訳者       | 3, 009 名（ろう者 17 人に 1 人）<br>※2012 年 2 月までの手話通訳士合格者数 | 100 名弱（ろう者 50 人に 1 人）<br>※オークランド技術大学手話通訳学科修了者数                             |

### 3. ニュージーランド手話言語（NZ SL）法の構成

ニュージーランド手話言語法は全 13 カ条から構成される。ここでは、本法の目的、定義並びにその手話言語の公認と政府機関の指導原則について概説する。なお、本法は、施行 3 年後に、法律の運用状況ならびにその範囲と内容を含む修正の必要性について見直すことが明文化されている（第 11 条）。

#### 3－1. 目的

NZ SL 法は初めに本法の目的が、ニュージーランド手話の使用を促進、維持することにあることを宣言し、そのために以下の 4 つの方法をとることが明示されている（第 3 条）。すなわち、(a) ニュージーランド手話を公用語として宣言すること、(b) 法的手続におけるニュージーランド手話の使用を規定すること、(c) 法的手続におけるニュージーランド手話の通訳の適格性(competency)の基準を定めた規則を制定する権限を付与すること、および (d) ニュージーランド手話の促進、使用にあたり政府機関の指導原則を定めることである。

#### 3－2. 手話の定義

第 4 条の解釈において、「ニュージーランド手話または NZ SL とは、ニュージーランドにおける別個の言語的および文化的集団であるろうの人々の第一言語または希望言語であ

る、視覚的・身振りの言語を意味する」ことが定義づけられている。

New Zealand Sign Language or NZSL means the visual and gestural language that is the first or preferred language in New Zealand of the distinct linguistic and cultural group of people who are deaf

### 3-3. 公認

本法の第1の目的は、ニュージーランド手話を公用語として公認することであり、第6条が「ニュージーランド手話はニュージーランドの公用語であることを宣言する」と定めている。これにより、ニュージーランド手話は、マオリ語に次いで2番目の法定公用語となり、ニュージーランドは英語を含めて3つの公用語を持つことになった。

本法でもう一つ公認されたことは、法的手続においてニュージーランド手話を使用する権利である（第7条）。裁判所、審判所における法的手続きにおいて、第一言語または希望言語がニュージーランド手話である場合には、それを使用することができる。そして、裁判長等は、ニュージーランド手話を使用する権利を付与された人が使用を希望することを知り得た場合には、適格性を有する通訳者が利用できるよう保証しなければならないと定められている。すなわち、ろう者は手話通訳者を依頼する権利があり、裁判所等がそれを手配することになっている。なお、適格性の基準の規則は別に定められる。

### 3-4. 政府機関の指導原則

裁判所、審判所などの法的手続きにおいて手話を使用することが権利であると定められているのに対して、その他の政府機関において手話使用は権利として定められていない。本法は、政府機関は、自己の機能及び権限を行使するにあたり、合理的に実行可能な限り、次の原則により進められるべきであると規定する（第9条）。すなわち、(a) ニュージーランド手話に関する問題についてはろう者コミュニティの意見を求められるべきこと、(b) 一般大衆に対する政府サービスの利用促進および一般大衆に対する情報の提供にあたりニュージーランド手話を使用されるべきこと、(c) 政府のサービス及び情報はニュージーランド手話の使用を含めて適切な方法を通じてろう者コミュニティにとってアクセス可能にすべきことが原則として定められている。

### 3-5. マオリ語法との比較

2006年に制定されたNZSL法は、それに先だって1987年に制定されていたマオリ語法をモデルとしている。両者は、それぞれの言語を公用語として宣言することを主たる目的にしていることでは同じであるが、それを現実化するために用意された内容が異なる（表2）。とくにNZSL法は政府機関が従うべき指導原則のみを定めているのに対して、マオリ語法ではマオリ語の公用語化宣言が効果をもつようにするための政策、手続き、手段、実行計画等の履行のイニシアティブをとり、開発し、コーディネートし、評価し、アドバ

イスし、支援するための組織として、マオリ語委員会を設置することが定められており、そのための予算措置が規定されていることが大きく異なる。言語のステータスは同じであるものの、言語の管理、普及施策の面で両者に違いが出ているともいえる。

NZSL法とマオリ語法の対照表

| NZSL法                                                                                                                                                                      | マオリ語法                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| NZSL を公用語として宣言                                                                                                                                                             | マオリ語を公用語として宣言                                                                                                                                                                |
| 第一言語・希望言語である場合、NZSL を法的手続きで利用できる権利                                                                                                                                         | マオリ語を法的手続きで利用できる権利                                                                                                                                                           |
| 政府機関は、合理的に可能な限り、次の原則に従う： <ul style="list-style-type: none"> <li>・NZSL に問題はろう者コミュニティの意見聴取</li> <li>・サービス・情報の促進に NZSL 使用</li> <li>・政府の情報・サービスは NZSL 等でアクセス可能であるべき</li> </ul> | マオリ語委員会の設立： <ul style="list-style-type: none"> <li>・マオリ語の公用語化宣言が効果をもつための政策、手続き、手段、実行計画の履行</li> <li>・マオリ語の使用の促進</li> <li>・マオリ語の能力評価（通訳・翻訳）</li> <li>・マオリ語問題の大臣への報告</li> </ul> |
|                                                                                                                                                                            | 本法のための支出を議会が承認する                                                                                                                                                             |
| 総督は法的手続きで NZSL 通訳者が要求されている能力基準を定める規定を制定可能                                                                                                                                  | 委員会がマオリ語の能力証明書を付与 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳者／翻訳者の資格、証明</li> <li>・法的手続きでの有資格証明書の裏書</li> <li>・上記のモニタリング</li> </ul>                                            |

#### 4. ニュージーランド手話言語法制定以降の社会変化

##### 4-1. 司法（法的手続き）

NZSL 法が制定されるまでは、法廷における手話通訳の配置は裁判長の判断とされており、場所によっては手話通訳の配置なしに進められる例も見られたようである。NZSL 法制定後は義務化され、裁判長の判断を待つことなく、ニュージーランド手話の使用を希望する時に手続きを取れば手話通訳の配置が事務的に進められるシステムとなった。

「地方・高等裁判所におけるニュージーランド手話通訳者のガイドライン」が法務省で策定中（ウェブサイト）であるが、NZSL 法第7条3項の「適格性を有する通訳者(a competent interpreter)」とされるための通訳能力については、現在通達により、(1) 手話通訳学科を修了していること、(2) 実務経験が2年以上あること、及び(3) 手話通訳者協会の会員であることが基準とされている。

なお、2009 年9月より国会審議中である「法廷（遠隔参加）法案(The Courts (Remote Participation) Bill)」に、法廷に通信環境を整備してビデオ会議ができるようにするこ

とが盛り込まれており、本法案が制定された時はこのシステムを利用しての遠隔手話通訳の増加が期待されている。

#### 4－2．行政

NZSL 法第9条(c)に「政府のサービス及び情報はニュージーランド手話の使用を含めて適切な方法を通じてろう者コミュニティにとってアクセス可能にすべきである」と規定されたことを受けて、政府機関が2006年4月以降ろう者の利用者および職員のアクセス向上に向けて取り組んできた内容は、障害問題室のウェブサイトで以下のように紹介されている。

- ・2008年の総選挙時に、法務省がニュージーランドろう協会の協力を得て立候補および投票の手順をニュージーランド手話で説明するDVDを製作した。
- ・保健省は2008年から2010年までニュージーランドろう協会に保健・障害関連のサービスにおける手話通訳事業を委託した。また、同協会のろう者アクセスセンター（ビデオ電話、IT機器などを設置して遠隔地域のろう者が利用できるようにする機能）設置に単発の助成を行っている。
- ・経済開発省は2008年よりオークランド工科大学で手話通訳を学ぶ（年間20名の）学生に奨学金の授与を始めた。教育省及び保健省も同様の措置を講じている（政府関係者へのヒアリングより）。
- ・社会開発省は2009年に同省の行っているサービスをニュージーランド手話で説明するDVDを製作して配布した。
- ・社会開発省障害問題室は2009年にニュージーランド手話通訳者の活用に関するガイドラインを各省庁に配布し、また国連「障害者権利条約」及び「ニュージーランド障害戦略」の手話版を製作した。

なお、障害問題担当大臣によるろう者に関する政策の発表が英語字幕およびニュージーランド手話通訳を付与したビデオ映像でインターネットにて閲覧できるようになっていることがウェブサイトで確認できる（下写真）。



#### 4-3. 教育

ニュージーランド手話が公用語のひとつと規定されたことにより、ろう・難聴児の学級が設置されている一般の学校を中心にニュージーランド手話への関心が高まり、教育省は2007年に「NZSL in New Zealand Curriculum」というガイドラインを発表した。これはニュージーランド手話の指導・学習の指針といえるものであり、早期教育や学校教育にニュージーランド手話科目を取り入れるためにデザインされたものである。

ろう教育センターにおいても、生徒のニュージーランド手話能力を評価するシステムの開発が進められているほか、ニュージーランド手話の習熟度に応じて手話能力手当を支給する制度の検討が進められるなどの動きが見られるが、ろう・難聴児が一般児童に混じって授業を受けるメインストリーミング環境においては、財源の不足による手話通訳者配置の不足が指摘されている。

NZSL法制定後の教育に関する目立った動きとしては、政府から独立した国家人権委員会に、ろう児への教育におけるニュージーランド手話を使う権利の保障を求める内容の申し立てが出されていることが特記される。これは手話が公用語のひとつと規定されたに関わらず、教育におけるろう児の手話使用の権利がまだ認められていないことを示している。

#### 4-4. 通信

NZSL法が制定される前から、電気通信事業に関する法規で、ろう者、聴覚障害者、盲ろう者、言語障害者に対する電気通信サービスが義務付けられており、ろう者がオペレーターとの英語テキストによる通信を通して音声による電話コミュニケーションにアクセスする方法が確立されていた。

NZSL法制定後の2009年7月よりビデオリレーサービスの試行が開始された。これはろう者がニュージーランド手話通訳の可能なオペレーターとのビデオ通信により音声による電話コミュニケーションにアクセスする方法であり、英語テキストと同様に自宅でも職場でもインターネット接続環境とビデオカメラ付き端末が整っていればすぐに利用できるサービスである。試行期間は2010年11月までとされていたが、調査時点では試験期間が延長されており、本格的な運用の開始はまだである(ビデオリレーサービス担当者へのヒアリングより)。

#### 4-5. ろう協会の取り組み

ろう者の当事者団体であるニュージーランドろう協会は1977年に設立されている。ろう者の権利を擁護するための団体というよりは、政府よりろう者・難聴者を対象とする事業(手話通訳派遣事業等)の委託を受ける団体という性格が強く、「政府に要望を突き付ける」のではなく「一緒に考えていけるよう要望を出していく」スタンスを取り続けている。

同協会は設立時から手話の公用語化を優先課題として掲げており、1978年には「オーストラリア英語手話を国の手話に」という決議を出して、翌年にはろう学校におけるトータ

ルコミュニケーション法の採用を実現させている。「ニュージーランド手話の政府による公的認知を」とニュージーランド手話が同協会の決議等に登場したのは1985年の5年目標が初めてのものである(Dugdale 2001)。

障害者団体による政府及び政党への働きかけが継続して続けられた結果、労働党が1996年発表のマニフェストで障害の「社会モデル」を導入し、1999年にはニュージーランド手話の法的認知に全力を尽くすことを約束した。同年より労働党が政権を担うこととなった結果、まず2000年に「ニュージーランド公衆衛生と障害法」で「ニュージーランド障害戦略」の策定が義務付けられた。引き続き2002年に「障害問題室」が社会開発省に設立され、この障害問題室にろう者のVictoria Manning氏が2003年より政策アナリストとして採用され、同氏がNZSL法案を担当することとなった。ただちに全国5箇所で実施された障害問題室主催の公聴会では(1)政府機関及び社会全般においてろう者への理解度が低いこと、(2)政府サービスへのアクセスが貧しく、ろう者と政府機関の間でアクセシビリティについての認識の隔たりが大きいこと、及び(3)手話通訳事業(制度)を支える資金と開発が不十分であることの三点がろう者コミュニティの総意として確認された。

以降、ニュージーランドろう協会はNZSL法案に関する国会の動きを全国のろう者に伝え、ニュージーランド手話映像による国会への意見提出を呼びかけるなどして、NZSL法の制定に向けた牽引車の役割を果たした。

20年に及ぶ運動の成果ともいえるNZSL法制定を更なる契機として、同協会は二つの啓発事業を新しく立ち上げている。一つは「ニュージーランド手話週間」で、ニュージーランド手話がニュージーランドの公用語となったことを記念して2007年より毎年5月第2週に開催されている。ニュージーランドのろう者コミュニティとニュージーランド手話についての国民的な理解を深めるとともに、この取り組みを通してろう者自身がろう者としての尊厳と誇りを持つチャンスを得ることが大きな目的とされ、開催期間中はバスのボディやバス停留所などにポスター広告を出したり、テレビの番組に手話通訳やろう者を登場させたり、手話を市民(子どもを含む)に教える手話教室などのイベントを開催したりしている。障害問題大臣もニュージーランド手話週間の開催に合わせて手話に関する政策を発表している。日本の「障害者週間」と似ている。

ちなみに、テーマは「私たちの第三公用語を祝福しよう」(2007年)、「ニュージーランド手話はあなたの手の中にある」(2008年)、「手話表現の自由を」(2009年)、「考えよう、手話を！」(2010年)と毎年変わっており、今年(2011年5月2日～8日)は「わたしはろう者です。話しませんか。」に決定している。

もう一つの啓発事業は「啓発レクチャー」の展開であり、政府機関、ろう者を雇用する企業、医療施設などを対象に行われている。ろう者に関する知識などの講義を主体とするワークショップと手話を学習する手話研修の二種類が用意されており、それぞれ4,000NZドル(約25万円)と6,000NZドル(約38万円)である。ろう協会としては年間200回の開催を目標としている。

なお、ニュージーランドろう協会の正式名称は「Deaf Aotearoa New Zealand」であり、「Aotearoa（アオテアオラ）」は「ニュージーランド」のマオリ語名である。

## 5. おわりに

手話を公用語として法律で規定したことは、ろう者のアイデンティティとプライド、及びエンパワメントの核となることであり、日本の私たちが何をおいても見習うべきことである（評価できる）。また、法的手続きにおいて手話使用が権利として規定されたことは、ろう者の権利救済にとって欠くことはできない司法へのアクセスを保障したものとして重要である（評価できる）。

しかしながら、その他の分野での手話使用が「政府機関の指導原則」（ガイドライン）にとどまったのは、時の政権や財政状況に大きく左右され、ろう者の権利を揺るがすものとなっている（評価できない）。ろう者側はこれらを義務と規定することを望んだが、政府の強い反対で妥協せざるを得なかった。したがって、手話言語法については、NZ SL 法の欠点を教訓に、日本において手話言語法の制定を推進する時は、他の分野での手話アクセス等の権利性を織り込む努力が必要である。また、NZ SL 法の監督を実行ならしめるための独立した監督部門も必要である。これは、NZ SL 法のモデルとなったマオリ語法では規定されているにもかかわらず、NZ SL 法では実現できなかったことであり（評価できない）、これも教訓として日本における手話言語法の中に織り込むべきである。

なお、NZ SL 法は、施行3年後に法律の運用状況ならびにその範囲と内容を含む修正の必要性について見直すことが規定されていたが、政権交代などで予定から2年遅れた2011年1月によりやく障害問題担当大臣より見直し作業を始めることのアナウンスがあった。この見直し作業はろう者コミュニティから選出されたメンバーとともに慎重に進められており、障害問題室のウェブサイトには11個の質問からなるパブリックコメントの募集が発表された。国民はメール、ファックス、手紙のほかに、意見をニュージーランド手話で収録したビデオ映像を郵送して提出する方法も認められている。今後の経緯にも注目を要する。

## 【欧州現地調査】

「手話言語法」制定推進事業における海外調査の一環として、2011年5月22日より30日までの日程で欧州現地調査を行った。国連ハンドブック（UN-DESA 2007）では、憲法、障害者法、教育法、言語研究所法など多くに法規に手話が明記されている国としてフィンランドが紹介されている。そこでこの現地調査は、フィンランドの手話に関する法的な状況と社会への波及効果及び手話言語法（個別法）制定に向けた取り組み状況を主な調査の目的とし、加えて欧州全体の手話に関する法的な状況に関する情報を収集するために欧州ろう連合が主催する手話言語法関連のセミナーに参加する日程とした。なお、セミナーは約35カ国から代表者が参加し、国連「障害者権利条約」や「ブリュッセル宣言」を活用して立法を実現するための効果的なロビー活動、資金造成などの方法を学ぶ内容であった。

本章では、まず欧州ろう連合事務総長と欧州議会議員へのヒアリング内容を中心に欧州の状況を概観し、フィンランド現地調査の結果を報告し、ハンガリーに関する新しい状況についても法律の内容を中心に解説する。

## =欧州ろう連合=

欧州ろう連合(EUD)は世界ろう連盟と連携するろう者の組織であり、欧州連合諸国 27 カ国にアイスランド、ノルウェー、スイスを加えた 30 カ国のろう者協会が加盟している。現在は各国のろう者が各国固有の手話を使う権利の認知や、情報・コミュニケーションを通じたエンパワメント、そして教育と雇用における平等をめざして、様々な取り組みを展開している。欧州連合及び欧州評議会とも密接な関係を有し、欧州連合に非加盟の国々（アルバニアやマケドニアなど）のろう協会とも支援などで関係を持っている。

最近では 2010 年 11 月 19 日に欧州議会の後援を受けて、欧州各国における手話法制化取り組みの一環として「手話の法制に関するシンポジウム」を開催し、同日に「欧州連合の手話に関するブリュッセル宣言」を発表している。また「欧州における手話の法制化」という書籍を出版している。

欧州ろう連合のマーク・ウィートリー事務総長と欧州議会のアダム・コーサ議員に対する 2011 年 5 月 27 日のヒアリングによれば、欧州は国によって様々な状況があり、北欧の国々やハンガリーなどをモデルとして、各国それぞれの状況に合わせた手話の法制化に取り組む必要があるという共通認識から、欧州連合と加盟国を対象に「ブリュッセル宣言」が発表されたと言う。

「欧州各国におけるろう社会の状況は同じではありません。ある国は通訳に対する保障は充実しているのに、ある国では全然保障されていないなど、様々です。欧州連合は「移動の自由」を保障しており、健聴者の世界では、いくつかの国をまたがって仕事をこなすのは日常茶飯事、今日はフランス、明日はイギリス、ドイツと移動しながら仕事していくのは当たり前になっています。しかし、ろう者の場合は、通訳の質が国々によって異なってくるので、いくつかの国をまたがって仕事をする上で支障が出るのです。そこで、私達は平等の権利を主張するために『ブリュッセル宣言』を出すことを決め、欧州における重要人物を招集、彼等の署名を集めました。(2011 年 5 月 27 日ヒアリング記録より)」

「欧州全体で平均約 75 人のろう者に対して 1 人の通訳者がいます。北欧、例えばフィンランドでは 6 人に 1 人、スウェーデンでは 20 人に 1 人の割合で、スカンジナビアは状況が良いです。南の方に行きまして、例えばルーマニアとか 2000 人に 1 人、あるところでは 3000 人に 1 人、と状況は悪くなっていき、それを平均して 75 人に 1 人という計算になります。こういった格差は良くない、欧州連合同様国々が平等であるべきだと考えています。100 人に 1 人くらいならまだしも 4000 人に 1 人という状況

はかなりひどいと思います。警察、裁判で通訳が足りない、ろう者のいる家族しか手話が出来なく、その家族さえも通訳養成を受けていないままに、こういった状況はあってはならないことだと思います。そういう意味で欧州連合の各国が守るべき最低水準（ミニマム）を提示したのがブリュッセル宣言であるともいえますね。（2011年5月27日ヒアリング記録より）」

2010年11月19日に出された「欧州連合の手話に関するブリュッセル宣言」は、欧州議会のアダム・コーサ議員を筆頭に、欧州ろう連合会長、加盟する30カ国のろう協会会長、欧州手話通訳者フォーラム会長、世界ろう連盟会長、世界手話通訳者協会会長の35名が連名で発表したものである。同宣言は、ろう者・難聴者が欧州連合市民としての権利を享受すること、各国に固有の手話があること、各国には手話使用者のコミュニティが存在すること、手話は言語的平等の扱いを受けること、手話使用者のあらゆる権利の行使を認めること、これらのために必要な法整備を進めることなどを、欧州連合とその加盟国に要望している。コーサ議員はヒアリングで欧州の状況と「ブリュッセル宣言」の目的を次のように述べている。

「欧州ろう連合、国々におけるろう協会、そして私が一体となって欧州連合に手話の言語的平等性を訴えていくことで、各国の政府機関にプレッシャーをかけていくことができるでしょう。ある国の協会がそのわたしたちの行動を見ていくことで、自分達も見習いたいと思っていただけるようにしていけたらと思っています。最近ではアイスランドで手話が法制化されたり、イタリアで運動が起こったりと、そうして27カ国全てにおいて手話の言語的法制化が実現することを望んでいます。『ブリュッセル宣言』の目的は、全ての国において手話の言語性が法制化されることで、欧州評議会においても手話への理解が促進され、各国の行政機関、議会にその理解が広がることです。そして手話に関する政策が活発になるでしょう。とにかく、国々それぞれで働きかけていくことが大事だと思います。ハンガリーは5年ほど一気に取り組んで法制化を勝ち取りました。ポーランドはまだ法制化されておらず、今運動を行っています。イタリアでは最近デモが起こっていますね。とにかく粘り強く運動を続けていくことで5～10年で法制化されていくようになると思います。EUDが発行した書籍に情報が記載されています。私も油断することなく、その活動を広げていくために講演をしたり、ワークショップをしたりするなどしています。私がハンガリーで法制化の実現にむけて取り組んでいた時に、相手によっては会って話を聞いてくれたのにその後何の対応もなし、といったリアクションはいつものことでした。それでも粘り強く組織による取組みを続けていったおかげで法制化が実現しました。ただ、それまでの道のり約30年間は並大抵のものではありません。まあ、最近は昔と比べて取り組みやすくなった面があります。EUDもここ2年はよい仕事していると思います。（2011年5月27日ヒアリング記録より）」

現在は各国がこの「ブリュッセル宣言」と国連「障害者権利条約」を重要なツールとして手話の法制化運動を展開している状況であり、ウィートリー事務総長は、運動が進んでいる国を二つのパターンに類型化している。それによると、一つは運動によって手話の法制化が実現したものの、障害者福祉法に記載された「手話を尊重する」の一文だけでその後も政策に何の変化も見られないというパターンで、二つ目は手話の言語性が法に明記されてもなお運動を継続し、手話言語法などの形で政策に結び付く具体的な法制化が実現するパターンがあるという。

2010年に欧州ろう連合が行った調査では、27の加盟国中17ヶ国が手話を認知しており、その形式は憲法が3ヶ国<sup>1</sup>、手話を冠した法律が7ヶ国、その他の法律が6ヶ国、報道発表によるものが1ヶ国となっている（Wheatley & Pabsch [2010]）。調査団が参加した欧州ろう連合のセミナーの当日（2011年5月27日）もアイスランドの国会で手話を公用語とする法案が承認され、ハンガリーでも2012年1月1日に新しく施行された憲法「ハンガリー基本法」で手話が言語として認知されたように、欧州では手話の法制化が活発化している。

## ＝フィンランド＝

### 1. はじめに

フィンランドは憲法の中で手話を認知した国として、障害者権利条約の内容実現を促進するために作成された『議員のためのハンドブック』の中で参考例として取り上げられている（UN, OHCHR, IPU [2007:69]）。歴史的にはウガンダに次いで2番目であるが、ヨーロッパでは最初の国である。本事業が目指すニュージーランドのような個別法による認知ではないが、上位法である憲法による手話の認知を実現した先進事例としてフィンランドの調査を行った。以下、手話の認知、言語権の確保、手話通訳および各分野における手話使用について報告する。

### 2. フィンランドの概要

フィンランド共和国は北ヨーロッパに位置する北欧諸国の1つであり、スウェーデン、ノルウェー、ロシアと接する。人口とGDPの規模は北海道とほぼ同じであると言われている（次頁、表1）。公用語はフィンランド語とスウェーデン語の2つがある。人口約533万人のうち、フィン人は93.4%、スウェーデン人は5.6%であり、その他先住民族であるサーミ人、ロマ人がいる。使用されている言語もほぼその比率に従い、フィンランド語を母語とする者は90.9%、スウェーデン語は5.4%、サーミ語は0.03%の1,778人であった（Finland [2010: 3]）。

フィンランドには2つの手話がある。フィンランド手話とフィンランド・スウェーデン手話である。フィンランド手話を母語とするろう者は約5,000人であり、フィンランド・

---

<sup>1</sup> オーストリア、フィンランド、ポルトガルの3ヶ国。

スウェーデン手話の使用者は 150～200 人であるとされる。また、コーダなど耳の聴こえる者を含めた、フィンランド手話の使用者は 14,000 人である (Finland [2010: 8])。

日本とフィンランドの比較表 (表 1)

|             | 日本                                            | フィンランド                                               |
|-------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 国土面積        | 378,000km <sup>2</sup>                        | 338,145km <sup>2</sup>                               |
| 人口          | 1 億 2728 万人                                   | 533 万人                                               |
| GDP         | 34 千ドル (1 人あたり)                               | 36 千ドル (1 人あたり)                                      |
| 民族構成        | 日本人 98.5%<br>アイヌ人 0.2% (20 万人)                | フィン人 93.4%<br>スウェーデン人 5.6%<br>サーミ人 0.1%,<br>ロマ人 0.1% |
| 手話を使うろう者の人口 | 5 万人 (0.04%)<br>※平成 18 年 (2006) 身体障害児・者実態調査より | 5 千人 (0.09%)                                         |
| 手話通訳者       | 3,009 名<br>※2012 年 2 月までの手話通訳士合格者数            | 900 名ほど (学科修了者)                                      |

### 3. 手話の認知

フィンランドの最初のデフ・クラブは 1886 年にトゥルク (Turku) で設立された。その後、他の地域でも設立され、1905 年には全国組織としてフィンランドろうあ者協会 (Finnish Association of Deaf-mutes) が設立された<sup>2</sup>。1950 年にフィンランドろう者協会 (Finnish Association of the Deaf) に改称され現在に至っている。FAD は手話の認知のために長い間、闘争し、その結果、1980 年に手話通訳サービスが開始された。そして、ろうあ運動のひとつの到達点が、1995 年であり、憲法の中で手話の地位が保障されることになったのである<sup>2</sup>。政策立案者には手話に関する知識がなかったので、手話が言語であること、手話の使用範囲の広汎性などを啓蒙し、ろう社会にとって重要であることを 14 年にわたって継続的に働きかけてきた成果であった。

ちょうど 1995 年に政体法 (旧憲法) の基本的権利の部分の改革が行われていたので、その好機を利用してロビー活動を強化し、レビューの中に手話の規定を盛り込むことに成功したのである (旧憲法第 14 条)。この基本的権利に関する章の改革は 1995 年 8 月に効力が生じた (憲法 (969/1995))。その後、現行憲法である憲法 (731/1999) が制定され、その規定は第 17 条に受け継がれた。現行憲法は 2000 年 3 月から施行されている。

<sup>2</sup> History of the Deaf,  
<http://www.kl-deaf.fi/Page/f54a6cd0-7226-424e-a862-e529a7d4ed14.aspx?groupId=33895e6c-e961-404b-ac54-eab16665f137&announcementId=29169799-8fe0-4455-833e-7e90674e735f> (visited February 5, 2012).

憲法第 17 条「自分の言語と文化に対する権利」：

フィンランドの国語は、フィンランド語とスウェーデン語である。

各人が、裁判所およびその他の国家機関において、自分の言語として、フィンランド語またはスウェーデン語を使用し、かつ、当該言語によって書かれた公式文書を受けとる権利は、法律によって保障される。公的機関は、国内のフィンランド語系およびスウェーデン語系の住民の文化的および社会的要求に対して、平等の原則に基づいて対応しなければならない。

国内先住民族としてのサーミ人、ロマ人およびその他の民族集団は、固有の言語と文化を維持し、発展させる権利を有する。サーミ人の公的機関においてサーミ語を使用する権利については法律によってこれを定める。手話を使用する人および障害により通訳または翻訳の援助を必要とする人の権利は、法律によりこれを保障する。

1995 年に改正された憲法は、手話使用者が基本的権利として自分の言語を使用することを認め、政府当局に、自分の文化を発展させる機会を保障するよう積極的な措置をとることを義務づけた。第一義的には、法律を制定するものとされ、1995 年以降、フィンランドで話されている 2 つの少数言語であるサーミ語とロマ語と対比させながら徐々に手話に関する法律も整備されるようになっていった (Timmermans [2003:18])。

憲法における言語権の保障の度合いは、フィンランド語、スウェーデン語の国語（公用語）に次ぎ、サーミ語、ロマ語、手話の 3 つの認知言語となる。ただし、厳密にはフィンランドには 2 つの手話が存在するが、フィンランド手話とフィンランド・スウェーデン手話があることは憲法上は認識されていない。2 つの公用語についてはその使用が公的機関に義務づけられ、いずれの話者の権利も強固に保障されているが、認知言語の 3 つについては司法場面での通訳などの権利保障などに限られる。さらに、その他の言語については、母語としての使用など一定の範囲でしか保護を受けない<sup>3</sup>。

なお、従来、他の既存の法規において、手話使用者は障害者の集団という括りで見られてきたが、憲法改革以降は、言語・文化集団としての地位も加わったとされる (FAD [forthcoming: 26])。これは、すべての手話使用者はろう者であるとは限らないという認識が広まった結果から観察されるところ。人口登記 (population register) において登録可能な母語として手話が含まれることも象徴的な意味でそのことを表しているかもしれない<sup>3</sup>。国籍法でもフィンランドへの帰化要件として、音声言語の代わりにフィンランド手話の習得条件を満たせばよい旨が記述されている。

しかし、言語権とアクセス権の問題は依然として同居しており、言語およびろう者の母語として手話が認知された一方、他方において手話通訳や手話による教育などのサービスへのアクセスは、ろう者、障害者としての基準で提供されている。この点、フィンランド

---

<sup>3</sup> 2012 年 5 月 23 日のフィンランド法務省とのヒアリングによる。

ろう者協会は、手話通訳の権利を含め、これをろう者の言語権の範疇に入れるべく概念転換促進の働きかけを進めている。

#### 4. 言語に関する権利の確保

憲法で言及されている言語については、言語法 (Language Act (423/2003)) が、言語に関する権利を監督、促進し、その状況に関する報告書の策定を政府に求めている。各国家機関は自己の所管する範囲において言語法の適用を監督する。その中でも法務省が言語法の執行と適用の主管部門とされている。法務省は、言語法の執行と適用を監督し、言語立法に関連する問題に対して勧告を発し、問題を発見した場合はそれを改善するためのイニシアティブその他の措置をとるものとされている (言語法第 36 条)。また、政府は、議会の任期毎に、政府措置報告の補足資料として言語諸立法の適用、言語権の確保、および言語状況についての報告書を提出しなければならないことになっている (言語法第 37 条)。この報告書では、フィンランド語、スウェーデン語のみならず、最低限、サーミ語、ロマ語および手話について取り扱う。

2006 年に最初の報告書「言語立法の適用に関する政府報告書 2006」が提出された。肯定的な発展があるものの、手話使用者は手話に対する誤解や言語としての手話の重要性が認められないことがあると感じていることが指摘されている。また、手話使用者の経験によると、手話通訳、教育、デイケアなどで欠点が存在するとし、それぞれの項目の中で手話について言及している (Ministry of Justice [2006:26])。その次の「言語立法の適用に関する政府報告書 2009」でも、手話使用者は、言語・文化的なグループとはみなされず、依然として障害者のためのサービスやリハビリテーションを必要としている集団と見られていることや聴覚障害児が母語として手話の学習する権利は希にしか確保されないことが指摘されている (Ministry of Justice [2009:73-74])。

その後、法務省内に言語権の促進と監視、法律に定められた報告作成を任務とする新セクションとして、2009 年末に、民主と言語ユニット (Democracy & Language Affairs Unit) が設置された。これまでの任務は 2 つの公用語のみが範囲であったが、新ユニットでは憲法が定める 3 つの認知言語も追加された。

前 2 回の報告書では、手話はわずかに言及されただけであったが、同セクションが中心となり、2011 年に法務省は「手話使用者の言語権」と題する詳細な報告書を刊行した<sup>4</sup>。同報告書は、1996 年に法務省が行ったフィンランド手話の法的地位の検討とそれに基づく勧告が実際どれだけ履行されてきたのか検討し、さらに手話使用者の基本的権利の実現に関して既存の法律の有効範囲の評価などを行い、手話使用者の言語権の獲得状況の調査を行

---

<sup>4</sup> 以下、Linguistic rights of sign language users (24/2011), at <http://www.om.fi/en/Etusivu/Julkaisut/1302672090988> (visited February 7, 2012) 参照。同報告書は、法務省から 2011 年に発行されている。フィンランド語で発行されており、英文は要約のみが入手可能である。

ったものである。調査の方針としては、基本権および人権がその核に据えられた。また、北欧諸国および他のヨーロッパ諸国の立法との比較検討もなされた。検討内容は、手話使用者の言語権の実現にとって重要なテーマ、例えば、乳幼児期、指導、教育、調査・文化、通訳、コミュニケーションなど検討された。これら一般的な事項とは別に、存在が危ぶまれているフィンランド・スウェーデン手話およびろう者の移民の問題も検討された。

2011 年の調査の結果では、手話使用者の権利の発展に関しては、異なる行政部門の間で対応の差が生じていることが判明した。1996 年に行った勧告の一部については、立法の中で望ましい改革が行われたが、すべての勧告が憲法に基づいて履行されたわけではないとされる。勧告の中の一部はこれまでの 15 年間全く実現されていないものもあるという。さらに、手話使用者に与えられた権利とサービスは、しばしば、聴覚障害という障害に基づいてのみ提供され、文化的言語的集団の権利に基づいて提供されるものではないことを指摘している。

同報告書は、手話に対する国家機関の認識、特にその言語的文化的共同体に対する重要性の認識や意思決定における手話コミュニティの参加は不可欠な事項であると指摘する。そして、異なる行政部門間の協力は不可欠であり、その好例のひとつとして、法務省の協力の下で活動する言語問題諮問委員会 (Advisory Board on Language Affairs) を挙げ、これが協力のモデルとなりうると主張している。

## 5. 手話通訳

手話通訳養成は、1978 年、フィンランドろう者協会により開始され、1979 年から手話通訳サービスは予算化されてきた。最初の立法化は 1987 年に行われ、障害者のためのサービスと支援法 (Services and Assistance for the Disabled Act (380/1987)) は、障害または疾病が原因で、日常生活を営むために支援が必要な場合、地方自治体は重度障害者に合理的な通訳サービスを提供し (第 8 条)、それら通訳サービスの提供に対しては費用が請求されない (第 14 条) ことを定めた。それを実施するための、障害者のための援助と支援に関する政令 (Support and Assistance for the Disabled Decree (759/1987)) では、以下の通り詳細が記された。通訳サービスは、仕事、勉強、社会参加、レクリエーションまたはその他相応する目的のために、意思疎通を明確化する手話およびその他の方法によるすべての通訳を含む (第 7 条)。通訳サービス契約において、重度の聴覚障害、聴覚・視覚障害、重度の言語障害がある場合、当該者は重度障害とみなされる (第 8 条)。通訳サービスは、重度の聴覚・視覚障害者 (盲ろう) は最低限 240 時間、第 8 条で言及されたその他の障害者は最低限 120 時間、サービスを受けられるよう取り計らう。ただし、第 1 段の規定の例外として、勉強に関する通訳サービスは当該者が勉学を遂行するために必要な限度を範囲に手配される (第 9 条)。

しかし、実際には、通訳サービスの提供は地方自治体の間で大きな差があった。最大の理由は財政の問題であった。地方自治体は、法律を都合の良いよう誤って解釈し、年間最

低限 240 時間または 120 時間ではなく、最大限の数値としていることもあった (Timmermans [2003:35])。また、ろうの生徒のおよそ 10 分の 1 は各種理由で通訳サービスを提供されないままであった。さらに、通訳者の不足も大きい問題であった。こうした地域による格差の問題を解決することが次の法律を制定した目的のひとつであった (Government of Finland [2008:37])。

すなわち、2010 年に障害者のための通訳サービスに関する法律 (Act on Interpretation Services for the Disabled (133/2010)) が制定され、これが現行法となっている。通訳の対象となる言語には、手話が含まれている。従来から、政府は無料で通訳を提供してきたが、すべての障害者ではなく一定の所得制限が設けられていた。新法では、地方自治体から国に事業が移管されることになった。担当はフィンランド社会保険庁 (Social Insurance Institution of Finland, Kela) であり、Kela がサービス提供事業者と委託契約を締結する形で実施される。利用者は、Kela の 5 つの地域予約センターに、訪問、メール、電話などの方法で依頼申請ができる。また、地方における通訳の利用を改善するために遠隔通訳サービスが強化された (Government of Finland [2008:37])。

新しい法律では、ろう者、難聴者、聴力失聴者 (deafened) には、最低限 180 時間の通訳時間が保障された。盲ろう者も最低限 360 時間に拡大された。法律は最低限のサービスを謳っており、必要な場合には追加時間を要求することができる。通訳サービスの利用範囲は、日常生活の一環としての、商売、娯楽、勉強などのために海外旅行することも含まれる。教育における通訳については別に定められ、公式のカリキュラムの時間枠で利用者が勉強を完了できる範囲内で提供される。教育の通訳は、コミュニティー通訳の時間には含まれない。また、裁判所、警察、病院等については、それぞれの関連法により当局が責任を持つことが定められている。

問題のひとつは、サービス提供事業者の選定が価格重視の入札で行われたため、質の高い事業者はリストの後方になることである。フィンランド社会保険庁は、価格 (60%)、質 (40%) の比重で競争入札を行い、手話通訳を提供する事業者を選定し、委託を行う。事業者はサービス提供の優先順位を獲得し、利用者の依頼は第 1 順位の事業者にもず行くことになっている。以下、第 1 順位の事業者がその依頼を受けられない場合は、第 2 順位へと下ろされる。

いずれの場合も手話通訳サービスは、ろう＝障害に基づいて提供され、言語権の権利のひとつとして保障されているものではない。同じ認知言語のサーミ語、ロマ語については、生活場面での通訳の保障はなく、裁判所などでの保障があるのみである。

## 6. 教育

教育に関連する多くの法律に、手話についての言及がある。小中学校にあたる基礎教育に関する法律 (Law on Basic Education (628/1998)) は、学校の教育言語はフィンランド語またはスウェーデン語であるものと指定し、サーミ語、ロマ語または手話も教育言語と

して使用することができるとしている（第 10 条）。特に聴覚に障害がある生徒に対しては、必要な場合、手話で教育されなければならないと定められている（第 10 条 2 項）。母語の学習については、教育言語に合わせてフィンランド語、スウェーデン語またはサーミ語を母語として教育することが指定されている。ただし、これに加え、生徒はさらに生徒のネイティブ言語であるロマ語、手話またはその他の言語を母語として教わることもできる（第 12 条第 2 項）。3 人以上が母語としてある言語を選択した場合は自動的にそのためのプログラムが作られ、2 人以下でも母語として教える必要はあるが、その場合は個別指導となる。高等学校に関する法律（Law on Upper Secondary School（629/1998））、職業教育に関する法律（Law on Vocational Education（630/1998））も同様な規定を置いている。注目しなければならないのは、手話を母語とする生徒はろうの生徒と特定されておらず、その他の手話使用者が想定されていることである。しかし、実際には、自分の言語を使用した教育は、最も大きい学校のうちいくつかでしか実現しないということが報告されている（FAD[2005:8]）。

基礎教育に関する政令では、教師がろうの生徒を教えるためには手話の技能を「十分に」身につけていることを求めている（第 94 条）。手話についての言及は「職業基礎試験に関する教育省令」にも見られ、手話指導者になるための試験に必要とされる要件や内容についての説明がある（第 3 条）。さらに、入学試験の実施に関する法律では、ろうの生徒は、中等教育の入学試験を手話で受けることが認められている。

問題は、有資格の手話教員が少なく、地方自治体はろうの生徒がろう学校に入れるだけで言語の問題が解決されると考えていることである。フィンランド手話を母語とする教員の数は非常に少なく、この不足を補うためにフィンランド手話使用者のためのクラス担当教員養成プログラムが開始された。現在は手話学科に統合されたものの、1998 年にユバスキュラ大学（Jyväskylä）教育学部教員養成学科において手話使用者のクラス担当教員養成プログラムが設立された。このプログラムは手話に精通した教員を養成し、手話を母語とする生徒が手話で小学校教育を受けられるようにすることを目的とし、憲法に謳われている手話使用者が母語で教育を受けられるという権利の保障を目指す。ただし、このプログラムだけではろう学校の教員にはなれない。

ろう学校では手話は見ることができるが、ろう者の教員は少ない。なぜならば、ろう学校のような特殊教育学校には、特殊教育免許が必要だからである。ユバスキュラ大学では、クラス担当教員の免許は取れるようになったが、それだけでは特殊教育学校では採用されない。普通校では、週に 2、3 回、手話通訳者あるいはパーソナル・アシスタントが母語としての手話を教えに来る。しかし、彼らは有資格の手話教員ではない。フィンランド手話指導の卒業証書（Diploma）のコースは 2001 年から開始され、専門職として「手話指導者」（Sign Language Instructor）の資格がとれるようになっている（Timmermans [2003:37]）。なお、いくつかの学校ではインターネットによる遠隔システムで実施している。

## 7. 公的機関

1982 年の行政手続きに関する法律 (Law on Administrative Procedure (598/1982)) は、関係当事者が公的機関の使用する言語を話さない場合、またはその者の五感や言語能力の欠損によってその者の言っていることが理解できない場合、公的機関が率先して開始できる場合は公的機関が通訳を手配しなければならない規定している。

警察による逮捕者の扱いに関する法律では、ろう者が逮捕または収監された場合に手話通訳者を利用する権利が保障されている。同様の権利は、公判前勾留法および勾留法でも保障されている。公判前取り調べに関する法律の改正 (427/2003) では、公判前取り調べの責任当局が通訳サービスを提供している場合を除いて、公判前取り調べにおいて、フィンランド語、スウェーデン語、サーミ語話者以外の人を聴取する場合、その者は無料の通訳者を得る権利があることを定めている (第 37 条)。必要な場合、聴取を受ける人が感覚障害または発語障害で苦勞している場合、通訳サービスがその者に合った方法で提供されなければならない。

放送に関しては、1998 年のフィンランド国営放送 (Yleisradio Oy) に関する法律 (Act on Yleisradio Oy (746/1998)) が規定する。本法は、放送において、フィンランド語とスウェーデン語の話者を平等に扱い、また、サーミ語、ロマ語および手話の番組を制作し、適用可能な場合、国内の他の言語集団のための番組を制作することを求めている。

## 8. 手話研究

1996 年のフィンランド言語研究所に関する法律 (Law on the Research Institute for the Languages of Finland (591/96)) は、研究所の任務のひとつは、手話およびロマ語の調査および言語の純粹さの保存を担うことにあると定めている (第 1 条)。フィンランド言語研究所は、言語計画、辞典編纂、言語相談、講習会、調査プロジェクト等を行う。フィンランドろう者協会の手話ユニットと恒常的に協力し、2 つの手話の使用範囲を拡大する活動と一緒にやっている。

詳細を規定するフィンランド言語研究所に関する政令 (Decree on the Research Institute for the Languages of Finland (758/96)) では、研究所が設置する専門家機関のなかに、フィンランド語、スウェーデン語の委員会のほか、サーミ語、手話、ロマ語の委員会を設置することが規定された。委員会は、手話の使用と研究における特定分野の専門家であり 7 名で構成される。現在の委員は、4 名がろう者でコーダを含めた 3 名が耳の聴こえる者である。必要に応じて他の分野の専門家を委員会に招くことがある。会議はフィンランド手話で行われ、その議事録はフィンランド語とフィンランド手話の 2 種類作成される。これらの議事録はいずれも公的文書である。

大学レベルの手話研究は、ツルク大学 (Turku) とユバスキヤラ大学 (Jyväskylä) で行われている。

## 9. 権利確保に対する阻害要因

前述した生活場面の手話通訳サービス、教育における教育言語、母語としての手話の指導は、障害を基準にろう者に提供されるサービスであるので、必然的にその認定を行う医師らも一定の発言力を持つ。フィンランドでも、医師は、手話を使うと人工内耳の妨げとなるという古い考えを有している。手話によるサービスを受けるためには、医師から「手話が必要」であるという推薦が必要であり、無い場合は地方自治体からの支援が受けられない。しかし、例えばろうの生徒の両親が、ろう児には人工内耳と手話の両方が必要だと思って医師に推薦を求めても拒否されることが発生している。

ろう児の場合、両親がどの学校に行くか決めることができ、ろう児に対しては個別プランが作成されることになっている。学校に割り当てられる予算は耳の聴こえる生徒の2倍支給される。案を作る責任は学校にあり、手話や手話通訳なども入れられるが、一般に両親はどういう要素を入れることができるのか知らない。この予算を倍にするためには、医師の推薦が必要である。フィンランドでは人工内耳を受けた子どものほとんどは普通校に通い、ろう学校に通う生徒は減少してきたが、最近は回復傾向にあるという。人工内耳が期待していた効果を上げられず、再びろう学校に戻ってくることがあるからである。

## 10. サーミ語法

3つの認定言語のうち個別法が唯一存在するのが、サーミ語法（1086/2003）である。地理的な適用範囲が限られているものの、ニュージーランドにおけるマオリ語法の存在のように、今後、フィンランドろう者協会が目指しているフィンランド手話法の制定の基礎となる可能性を有する。以下、目的および背景を簡潔に紹介する。

サーミ語法（1086/2003）の目的は、サーミ人が自らの言語および文化を維持、発展させる憲法上の権利を保障することにあるとされる（第1条）。そのため、サーミ人の言語的権利を執行、促進する所管当局の義務を定めると同時に、サーミ人が自分の言語を裁判所およびその他の公的機関において使用する権利を定める。その目指すところは、サーミ人が、言語に関係なく、公平な裁判および良好な行政を受ける権利が保障され、かつ、サーミ人の言語権が、これらの権利にいちいち言及することなく実現されることにあるとされる。

先住民族であるサーミ人は、権利回復運動の結果、1991年の公的機関におけるサーミ語の使用に関する法律を制定することに成功し、これによりサーミ語は公用語に準ずる地位を獲得することになった（吉田[2001:34-35]）。そして、手話と同様に1995年の憲法改正によって、憲法レベルでの認知を受けることになった。前述した憲法第17条は、国内先住民族としてのサーミ人、ロマ人およびその他の民族集団は、固有の言語と文化を維持し、発展させる権利を有し、サーミ人が公的機関においてサーミ語を使用する権利については法律が制定されることが謳われている。また、地域自治を定める第121条は、サーミ人はサーミ人居住地域において法の定めるところにより自らの言語と文化にかかわる文化的自治を有することが謳われた。このために、サーミ議会法が憲法改正と同じく1995年に制定

され、サーミ人の文化的自治が明確に規定された（吉田[2001:39]）。サーミ語法（1086/2003）は、1991 年の公的機関におけるサーミ語の使用に関する法律で認知されたサーミ語を、憲法に照らして言語権として確保しようとするものである。

## 11. おわりに

フィンランドのろう者が憲法の中で手話の認知と手話通訳の権利を組み入れることができたのは、その後の関連法制の発展に大きな影響を及ぼす成果である。憲法は、手話使用者が基本的権利として手話という自分の言語を使用することを認め、政府に、手話使用者の文化を発展させるための積極的な措置をとることを義務づけた。憲法という国の最高法規で謳われたことから、ろう者または手話使用者と関連する立法、行政はそれに対応することが求められた。

上記憲法の規定を根拠に言語法が制定され、各国家機関は自己の所管する範囲においてそれぞれの言語の発展につとめることが課され、なかでも法務省が言語法を主管する部門として指定されたことの意義は大きい。言語の課題に対して、福祉ではなく、権利の側面から取り組むことが期待されるからである。言語の課題はまたさまざまな分野に跨ることから、法務省のように横断的に見ていける国家機関が主管することが望まれる。ただし、現実には省庁間には影響力の強弱があるので、主管官庁の選定は重要である。

手話通訳サービスの立法化はすでに 1987 年に開始されたが、従来は地方自治体が担っていた。法律は、最低利用時間を明記し、予算の確保をする意味で参考になる手法である。しかし、地方自治体が担った結果、財政格差などにより、利用時間の制約や手話通訳者の確保の問題が生じていた。フィンランドはそれを解決するために、2010 年に障害者のための通訳サービスに関する法律を制定し、地方自治体から国に事業が移管された。同時に最低利用時間を拡大した上で、追加時間を要求できる規定を設け、ろう者が必要な分の手話通訳利用時間を確保できるよう改善が図られた。この教訓は日本にとっても示唆的である。

手話の習得については、フィンランドは教育に関する法律の中で具体的に定めている。これも憲法で認められた言語権を反映しており、小中学校にあたる基礎教育では、手話を教育言語として使用できることが明記されている。また、特に聴覚に障害がある生徒に対しては、必要な場合は、手話で教育しなければならないと定めている。さらに、生徒は自分のネイティブ言語である手話を母語として教わることができると定めている。したがって、教育言語としてのみならず、言語科目として母語を教わることができるシステムとなっている。高等学校においても同様である。耳の聴こえる生徒が自分の母語で教育を受け、母語を学ぶのと同様に、ろうの生徒も自分の母語である手話で教育を受け、母語である手話について学ぶことが制度化されており学ぶべき点は多い。

従来、ろう者は、手話使用者ではなく、障害者という法的地位しか有さなかったが、憲法により、言語・文化集団として認められたことは、障害者権利条約が謳う人権と尊厳の尊重につながるものである。ただし、実際には、言語およびろう者の母語として手話が認

知された一方、他方において手話通訳や手話による教育などのサービスへのアクセスは、障害を基準に提供されており、相克が生じているところである。サービス提供の予算確保のクライテリア（判定基準）としてそうした二重基準を受け入れることも戦略のひとつとするのか、フィンランドが現在取り組んでいるように完全に言語権の範疇にいれるよう概念転換を促していくのか議論が必要である。

もうひとつ大きな要素は、事実上の障害要因となっている医師による推薦である。多くのサービスは障害を基準にろう者に提供される仕組みになっているので、必然的に医師が一定の発言力を持つことになる。特に人工内耳との関係で、手話は否定的に捉えられることが多く、聴能発語など医療以外の、言語獲得、教育、言語使用にも少なからずの影響を及ぼしている。したがって、フィンランドと同じようにそうしたことが障害要因とならないように制度設計する必要がある。

#### 参考：手話関連年表

| 年      | 法・制度                               |
|--------|------------------------------------|
| 1978 年 | 手話通訳養成の開始                          |
| 1979 年 | 手話通訳経費の公的負担の開始                     |
| 1987 年 | 障害者のためのサービスと支援法（手話通訳）              |
| 1992 年 | 患者の地位と権利に関する法律（手話通訳）               |
| 1995 年 | 憲法で「手話」が言語として認知される                 |
| 1996 年 | 言語法、言語研究所政令に手話が追加される               |
| 1997 年 | 手話委員会が設立される（場所は FAD）               |
| 1998 年 | 基礎教育、高等教育、職業教育の法律に手話使用が明記される       |
| 2000 年 | 社会福祉サービス法                          |
| 2003 年 | 国籍法で帰化条件にフィンランド手話が明記される            |
| 2003 年 | 言語法で「手話」の報告が義務化される                 |
| 2010 年 | 障害者のための通訳法                         |
| 2010 年 | FAD と言語研究所が「フィンランド手話の言語政策プログラム」を発表 |
| 2011 年 | 法務省が「手話使用者の言語権」報告を発表               |

## ＝ハンガリー＝

ヨーロッパの中央に位置するハンガリーは人口が 1,000 万人を下回る小国であるが、民族構成もハンガリー人が 95%を占めており、住民の約 94%がハンガリー語を話している点で、ニュージーランドやフィンランドとは異なり、日本と極めて似た状況となっている。

日本とハンガリーの比較表

|             | 日本                                         | ハンガリー                 |
|-------------|--------------------------------------------|-----------------------|
| 国土面積        | 378,000km <sup>2</sup>                     | 93,030km <sup>2</sup> |
| 人口          | 1 億 2728 万人                                | 999 万人                |
| GDP         | 34 千ドル（1 人あたり）                             | 19 千ドル（1 人あたり）        |
| 民族構成        | 日本人 98.5%<br>アイヌ人 0.2%（20 万人）              | ハンガリー人 95%<br>ドイツ人 1% |
| 手話を使うろう者の人口 | 5 万人（0.04%）<br>※平成 18 年（2006）身体障害児・者実態調査より | 2 万人（0.2%）            |
| 手話通訳者       | 3,009 名<br>※2012 年 2 月までの手話通訳士合格者数         | 70 名ほど                |

## ろう・難聴者協会の取り組み

ハンガリーろう・難聴者協会（S I N O S Z）は以前より手話の法的認知を求めて運動を続けてきているが、大きな転機となったのは国連の「障害者権利条約」の採択である。ハンガリー議会は 2007 年 6 月 25 日に同条約を批准し、政府はこの批准を伝える官報を視覚障害者のために点字版、理解と読解に困難がある人々のために簡易版、ろう・難聴者のために手話版、それぞれの形で発表した。

S I N O S Z は、障害者権利条約、とくに 21 条（手話の使用）について国民の意識を高めることを主な目標とし、そのために会議の開催、デモの実施、啓発イベントの開催、市民コーカスの設置、ロビー活動など多彩な取り組みを展開してきた。

2007 年 12 月 7 日に、S I N O S Z は創立 100 周年を記念して、国際会議「自立した生活 - ニューヨークからブタペストへの道」をハンガリー議会主催で実現し、世界ろう連盟理事長、各国の法律を専門とするろう者、ろう者の議員によるメッセージを社会労働相、ハンガリー議会議長など政府関係者に伝えた。そして、翌 8 日にはドナウ川に沿って約 1,800 人が人の鎖となる大がかりなデモ行進を実施している。このデモでは参加者全員が共通の青いレインコートを着用するなど、マスメディアを効果的に利用する工夫がなされた。

2008 年 9 月 19～20 日にも再び手話関連の会議を開催したが、政府側代表者（社会労働相）がこの席上で発言した反対意見がマスコミに大きく取り上げられ、国民の関心を大いに集める効果があった。その他にも、新聞記事、インターネット、国連条約をわかりやすく解説する出版物などで国民に対する情報発信を積極的に行った。コーサ会長より、重要なことは一つに「時間」、二つ目が「エネルギー」、そして三つ目は「人」であり、ろう・難聴者協会だけでなく、他の障害者団体の抱える問題を積極的に理解し、共通する課題を国民に向けて発信していくことがとくに重要であるとの意見をいただいた。

具体的な例として、障害者権利条約を国に浸透させるために市民コーカスが作られたことがあげられる。非公式で組織化されていないが、非常に実践的な団体であり、NGO、オンブズマン、教育機関などからの参加があり、国連「障害者権利条約」の施行を監視（モニタリング）する独立したオンブズマン制度や、後見人制度の廃止などを政府に提案している。

2008 年 9 月の手話関連の会議で政府代表が反対意見を出したことに對するマスコミの大きな関心を追い風に、社会労働相との面談が実現した。これをきっかけに、手話言語法案を支援する政党の獲得が成功、この政党を通してハンガリー議会での質問が実現し、同年 11 月に草案が取りまとめられた。翌 2009 年 3 月 5 日には、法案に関する第 1 回目の協議が開催され、手話の役割及び身体障害と言語少数派の問題の明確化が図られ、同年 4 月 15 日に主要 4 政党の支持を得て、議会で手話言語法の採択を促す決議が提出された。その後、各省庁、特殊教育大学などと公式会合と協議が重ねられた。同年 9 月 29 日に、ろう・難聴者協会会長のコーサ氏がハンガリー議会で手話言語法案に関するスピーチを手話で行い、11 月 9 日に「ハンガリー手話およびハンガリー手話の使用に関する 2009 年法律（ハンガリー手話言語法）」が採択された。

## ハンガリー手話言語法

コーサ氏の話によると、ハンガリー手話言語法を作るにあたってモデルとなったのは、ニュージーランド手話言語法及びフィンランドの手話に関する法規である。以下、ハンガリー手話言語法の中で注目すべき点を取り上げ解説することとする。

### 1. 手話をめぐる用語

ハンガリー手話言語法は第 1 条で「ハンガリー手話」と「特別なコミュニケーションシステム」の用語を使用している。

#### *Section 1*

The purpose of this Act is to recognize the linguistic status of Hungarian Sign Language and to ensure that deaf and deafblind persons can use Hungarian Sign Language and special communication systems and have access to sign language interpreting services financed by the State. （傍線は筆者による）

第1条 この法律は、ハンガリー手話の言語的位置を認知し、並びにろう者及び盲ろう者がハンガリー手話および特別なコミュニケーションシステムを使用することができ、また政府負担の手話通訳サービスを利用することが出来るよう保障することを目的とする。(傍線は報告者による)

「ハンガリー手話」は第3条で「独自の体系を持った自然言語」と定義されており、「特別なコミュニケーションシステム」は付属書で「tactile sign language(触手話)」「signed Hungarian language(手指ハンガリー語)」「fingerspelling(指文字)」「dactyl hand-over-hand signing(掌指文字)」「visualization of Hungarian speech(ハンガリー語発話の視覚化=読唇)」「writing down Hungarian speech(ハンガリー語発話の筆記)」「Lorm alphabet(速記アルファベット)」「palm writing(掌筆記)」「Braille writing(点字)」「Tactile form of Braille writing(指点字)」「Tadoma vibration method(咽喉部の振動法)」の11項目が含まれるとしている。「ハンガリー手話」は「特別なコミュニケーションシステム」に含まれない。つまり、ハンガリー手話を言語とみなす一方、特別なコミュニケーションシステムに含める11項目は言語とみなさないという基準が示されていることになり、この区別は手話言語法全体にわたって維持されている。

例として第12条を見てみる。

#### **Section 12**

(1) In special needs education and training institutions established for deaf and deafblind children/students (hereinafter referred to as special needs education institutions), in the course of kindergarten education and from the preparatory year of school-based education and training, it is compulsory to teach Hungarian Sign Language or a special communication system to deaf or deafblind children.

第12条 (1) ろう及び盲ろう児児童・生徒のために設立された特別ニーズ教育・訓練機関（以下「特別ニーズ教育機関」）では、幼稚園教育の課程及び就学前教育の年から、ろうや盲ろうの児童に、ハンガリー手話あるいは特別なコミュニケーションシステムを指導することが義務付けられている。

ハンガリー手話と特別なコミュニケーションシステムの二つを両方記載し、どちらかを指導することを義務付けているのが本法の特色である。このように二つの違う概念がそれぞれ別の言葉で書き分けられていることは、同じ第12条の別項でも見て取れる。

(3) Hungarian Sign Language shall be taught only by teachers specializing in sign language.

(4) Special communication systems shall be taught only by special needs teachers specializing in blind pedagogy or deaf pedagogy.

(3) ハンガリー手話は、手話を専門とする教師によって指導されなければならない。  
い。

(4) 特別なコミュニケーションシステムは、視覚障害児教育あるいはろう教育を専門とする特別ニーズ教育の教師によって指導されなければならない。

本人ないし保護者にハンガリー手話か特別なコミュニケーションシステムのどちらかを  
選択する権利が保障されることと、教育機関が両者を混同してはならないことの二点  
が示されていると言えよう。

## 2. 手話使用者

ハンガリー手話に関して注目すべき点がもう一つある。それは第3条2項でハンガリー手話  
を使う全ての国民に、手話を使用し、発展させ、保存する権利を保障している点である。

### *Section 3*

(2) The community of persons using the Hungarian Sign Language shall have the right to  
use, develop and preserve the Hungarian Sign Language, as well as to foster, extend and  
transmit deaf culture.

(2) ハンガリー手話使用者のコミュニティは、ハンガリー手話を使用し、発展  
させ、保存する権利を有するとともに、ろう文化を育成し、拡大し、継承する権利を  
有する。

この点について、コーサ氏は「ろう者の言語である手話を法律でもそのように位置付け  
てしまうと、実際に使用しているろう者以外の国民、例えば盲ろう者、ろう者のいる家族、  
手話通訳者などの権利が保障されなくなってしまう。だからろう者の言語という言い方よ  
りは手話使用者という言い方を法律で強調した。」と述べている。「ハンガリー手話言語法」  
の後に制定された 2012 年憲法「ハンガリー基本法」に至っては、「ハンガリー手話」の記  
載のみとシンプルになっており、「ろう者」の記述は見られない。フィンランドの憲法に「手  
話を使用する人および障害により通訳または翻訳の援助を必要とする人の権利」と記載さ  
れているのとは大きく異なる。

### Article H

(1) In Hungary the official language shall be Hungarian.

(2) Hungary shall protect the Hungarian language.

(3) Hungary shall protect Hungarian Sign Language as a part of Hungarian culture.

(1) ハンガリーの公用語はハンガリー語とする。

(2) ハンガリーはハンガリー語を保護する（守る）。

(3) ハンガリーはハンガリー手話をハンガリー文化の一部として保護する（守る）。

### 3. バイリンガル教育の保障

ハンガリー手話言語法は、第 14 条で保護者が教育法を決定する際に有する選択肢としてバイリンガル教育と聴覚口話法の二つを明記している。

#### *Special rules pertaining to the education of deaf children*

##### *Section 14*

(1) A deaf child may take part in early development and care using, upon the decision of his/her parent (guardian), either the bilingual or the auditive-verbal method.

ろう児教育に関する特別な規則 第 14 条 (1) ろう児は、保護者の決定により、バイリンガル教育あるいは聴覚口話法によって早期教育を受けることが出来る。

コーサ氏の説明によれば、現在は聴覚口話法を採用する聾学校が圧倒的な状況であるため、ハンガリー手話言語法でろう児教育に関する特別な規則を規定し、この法を運用するための環境条件づくりとして、教育省がバイリンガル教育に対応できる教員の養成を開始していると言う。

「2009 年に手話言語法が制定された時点では依然として口話による教育が中心で、手話を本格的に導入する状況ではありませんでした。ろうの先生も 1 人か、2 人と非常に少ない状況です。それで、法律を作ってもすぐにバイリンガル教育体制に移行するのは無理があります。そこで、2017 年にバイリンガル教育を開始することを手話言語法に明記した上で、ろう教員の養成を進めるなど準備をしています。2009 年の手話言語法ですでに運用されている規定は、一つ目に、ろう学校に通う子供が 5 名以上いる場合は、両親が希望すれば手話の指導が義務付けられるというのがあります。また両親が手話の学習をしたい場合は政府が支援を行うことになっています。二つ目は、一般校に通うろう児の場合、必ず無料で手話を学習する機会を提供するものとしています。多くのろう児が一般校にインテグレーションしているのですが、孤立感、アイデンティティの乱れなどにおける問題が顕著になっています。そして三つ目ですが、生まれた子供に聴覚障害が発見された時点で、両親が手話の学習を政府からの支援で受ける機会を与えることです。この 3 つの機会が手話言語法で保障されています。ただ、聴覚障害が発見されたらすぐに手話使用を開始するべきというような規定はありません。しかし、2017 年のバイリンガル教育開始でこの問題は解決されていくことと思います。(2011 年 5 月 27 日ヒアリング記録より)」

### 4. 保護者への情報提供義務

フィンランドでろう児と保護者が手話による教育を受ける権利の確保を阻害される要因として、医療関係者が手話に対して否定的な考えを持っているという古い体質の存在が指摘されている。教育言語としての手話の選択が障害を基準にされていることがこの問題の

本質であるが、ハンガリーにおいてもその本質が横たわっていることに変わりはない。ハンガリー手話言語法は、この阻害要因を解消するための手段として、第 14 条 5 項及び第 17 条において、教育関係者及び医療関係者の保護者に対する情報提供のあり方を規定している。

#### ***Section 14***

(5) The expert and rehabilitation committee appointed in accordance with the Public Education Act shall inform the parents (guardians) of the bilingual and the auditive-verbal methods of education.

(5) 学校教育法に従って設置された専門家及びリハビリテーション委員会は、保護者に対してバイリンガル教育及び聴覚口話法教育についての情報を提供する。

### ***Amendment to Act XXVI of 1998 on the Rights and Equal Chances of Persons with Disabilities***

#### ***Section 17***

The following Subsection (4) shall be added to Section 12 of the Disabilities Act:

“(4) When establishing the disability of a minor person, the physician – or any other healthcare worker authorized by the physician – shall immediately inform the parent (guardian) of the available allowances and development opportunities. The minister responsible for promoting social equality shall provide for the publication of such information.”

障害者の権利と機会均等に関する 1998 年法律第 26 号の修正 第 17 条 障害者の第 12 条に、以下の第 4 項を追記する。「(4) 未成年者の障害を認定する際、医師または医師が承認した医療従事者は、速やかに保護者に対し、利用可能な諸手当及び発達の可能性に関する情報を提供しなければならない。社会的平等の促進に責任を有する大臣は、こうした情報を掲載した発行物を提供しなければならない。」

第 14 条は学校教育法、第 17 条は障害者法に関するものと違うが、両方に共通しているのは、聴覚に障害が発見された時点で、医療及び教育の関係者が聴覚障害児の保護者に対して偏った情報のみを提供することを禁じている点である。欧州全体で人工内耳埋め込み手術の情報しか提供しない医療関係者や聴覚口話法についてしか説明しない教育関係者が増加している現状を鑑みると、第 14 条及び第 17 条は人工内耳埋め込み手術や聴覚口話法といった偏りを是正し、手話言語やバイリンガル教育に関する情報も合わせて提供するシステムの構築を促すひとつの効果的な条文であるといえよう。

〔参考文献〕

- 吉田欣吾 [2001]「フィンランドにおける言語的少数派と言語権保障」『東海大学紀要文学部』第 75 輯、2001 年、33－52 頁。
- Colin Allen (comp.) [2008] Global Survey Report: WFD Regional Secretariat for Asia and the Pacific (WFD RSA/P), Global Education Pre-Planning Project on the Human Rights of Deaf People, World Federation of the Deaf and Swedish National Association of the Deaf.
- Deaf Association of New Zealand [2006] *New Zealand Sign Language Act 2006 Implementation Strategy*, Discussion Paper.
- Department of Economic and Social Affairs (UN-DESA), the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR) and the Inter-Parliamentary Union (IPU) [2007], *From Exclusion to Equality - Realizing the rights of persons with disabilities* (Handbook for Parliamentarians on the Convention on the Rights of Persons with Disabilities and its Optional Protocol), Geneva: United Nations, at <http://www.un.org/disabilities/documents/toolaction/ipuhb.pdf>.
- Patricia Dugdale [2001], *Talking Hands, Listening Eyes: The history of the Deaf Association of New Zealand*. Deaf Association of New Zealand.
- Finland Association of the Deaf & Research Institute for the Language of Finland [forthcoming] *The Language Policy Programme of Finland's National Sign Languages* (Draft May 2011), on file.
- Finnish Association of the Deaf [2005] *FAD News - The Finnish Association of the Deaf 2005*.
- Fitzgerald & Associates [2010] *Deaf Way: A New Service Delivery Model*, Deaf Aotearoa (New Zealand).
- Government of Finland [2008] *Third Report on the Implementation of the Revised European Social Charter, Cycle 2008* (RAP/Rcha/FI/III(2008)).
- Government of Finland [2010] *The Fourth Periodic Report of Finland on the Application of the European Charter for Regional or Minority Languages*, September 2010
- Rachel Locker Mckee [2006], “The Eyes Have It! Our Third Official Language: New Zealand Sign Language,” *Journal of New Zealand Studies*, NS 4-5, October 2005-October 2006, pp.129-148.
- Ministry of Justice [2006] *Report of the Government on the application of language legislation 2006*.
- Ministry of Justice [2009] *Report of the Government on the application of language legislation 2009*.

- Jemina Napier, Rachel Mckee & Della Goswell [2010] *Sign Language Interpreting: Theory and Practice in Australia and New Zealand*, 2nd Edition, The Federation Press.
- Office for Disability Issues (ODI), “*New Zealand Sign Language Act 2006*”, at <http://www.odi.govt.nz/what-we-do/nzsl/index.html>.
- Nina Timmermans [2003] *A Comparative analysis of the status of sign languages in Europe*.
- United Nations, Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, Inter-Parliamentary Union [2007] *From Exclusion to Equality: Realizing the rights of persons with disabilities, Handbook for Parliamentarians on the Convention on the Rights of Persons with Disabilities and its Optional Protocol*, Geneva: United Nations.
- Mark Wheatley & Annika Pabsch [2010] *Sign Language Legislation in the European Union*, Brussels: European Union of the Deaf.

## 欧州ろう連合事務総長(Mark Wheatly 氏)及び 欧州議会議員(Adam Kosa 氏)へのインタビュー記録

2011 年 5 月 27 日、ブタペスト（ハンガリー）にて

大杉(O)：今日はお2人とも1日中お疲れさまでした。お二人がシンポジウムを運営されている様子を一日見せていただき大変感激いたしました。

Adam Kosa(A)、Mark Wheatly(M)：どうもありがとうございます。

O：一つひとつの報告が大変わかりやすく、しかも国際手話も使われていたのが大変助かりました。本日はお時間を作っていただき、本当にありがとうございます。2時間もかからないでしょう。多分7時くらいまでには終わるでしょうか。ところで、Markさんは欧州ろう連合事務総長でいらっしゃいますね。Adamさんは、ハンガリーろう難聴者協会会長兼欧州議会議員（ハンガリー選出）でいらっしゃいますね。まず、アダムさんが欧州議会議員になった方法についてお聞かせください。

A：選挙ですが。欧州連合は27カ国が加盟しています。ドイツ、フランス、イギリスなど。5年毎に選挙をやります。人口比で各国から議員が選ばれますが、ハンガリーは人口が少ないので22人選ばれます。ドイツは99人選ばれます。イギリスは70人程ですね。その様に各国で人数が異なります。欧州全域で同時に選挙を行いますが、わたしは其中でハンガリー地域で当選し、5年間任期を務めることになったのです。欧州議会は欧州連合が運営しています。

O：確認させてください。ハンガリーから22人が立候補して、その中から選ばれるのですか。

A：いいえ、沢山の候補者(400人程)が出て、その中から22人が選ばれて欧州議会に行くという意味です。

O：自分で講演など選挙活動をしたのですか。

A：その通りです。自分のPR、演説、もちろん手話で、です。いろいろと6ヶ月程選挙運動をしましたよ。障害を持つ国民に訴えたのではなく、全ての国民に訴えました。もちろん、障害を持つ国民をまず助けるという考えは基本にありました。

○：議員は他に盲や肢体不自由者等はいいますか。

A：いません。でも欧州議会議員には他の国ですが、車椅子使用者1名を含めて肢体不自由者や視覚障害者が何名かいます。欧州議会議員は726人いますよ。その中で障害者の法案（政策作り）に絞っているのは私だけです。

○：選挙運動の時に、欧州ろう連合から支持を受けていましたか。

A：もちろんです。ただ、わたしはハンガリーの国民による選挙で戦ったので、欧州ろう連合の皆さんが直接投票してくれた訳ではないです。でもろう者が立候補したという事で、欧州全体の聾者が応援してくださいました。

○：なるほど。そして今、議員として欧州ろう連合と協力し合っているのですか。

M：ブリュッセルで欧州ろう連合の事務所、私がいるところと、アダムさんの事務所が歩いて10分と近いんです。

○：じゃあ、朝ご飯とか昼、夜いつも会って話されているんですか。

M：いやいや。アダムさんは非常にお忙しい方でおられる。秘書にアダムさんのスケジュールを聞いて、わずかな隙間を無理言って空けてもらって、会ったら急いで話す、アダムさんはすぐどこか会議に出てしまうんです。

A：そうですね、確かに私は会議が数分刻みで入っている程忙しいです。でもちゃんとした理由があるのです。わたしはハンガリーの人で、普通は月曜日から金曜日までベルギーに行って仕事ですが、わたしは1日に会議を沢山入れる方法でベルギーにいる期間を3日か4日と短くして、残りをハンガリーでのろう難聴者協会の活動の時間にあてているのです。というわけでマークさんと会う時間をなかなか作れないのですが、時々仕事後の夕食を一緒にするなどして、できるだけ会って話す時間を増やす様にしています。

○：ところで、アシスタントがおられるのでしょうか。ハンガリー人ですか。

A：そうです。

○：通訳を兼ねているのですか。

A：いえ、他に通訳者二人がつきます。ブリュッセルに行く日にちが決まったら、皆に伝えて、アシスタント、通訳者二名合わせて3人が私と一緒にブ

リュッセルに行く方法です。ハンガリーで 10 人の通訳者と契約していて、いつも交替して同行してもらいます。通訳者の質は高いです。

○：通訳者はトレーニングを積んでいるのですか。

A：以前はトレーニングをさせましたが、今は全員が熟練となったのでトレーニングはしていません。もちろん、毎回事前に内容を把握して、手話表現の確認などをしています。

○：通訳経費はどこが支払うのですか。

A：議会です。議員に選出された後、まずこちらから通訳者二名を連れてブリュッセルで議会の担当者と会って相談しました。議会が出来る事はするので何が必要か、字幕かと聞いてくるので、私は「手話通訳者 2 名」と即答しました。ハンガリーからの往復交通費、通訳報酬、宿泊など滞在費用すべてで 200,000 ユーロ以上かかりますが、議会が全額負担する事を約束してくれました。その他色々確認して議員としての契約を交わし、わたしはさらに通訳者との契約も交わしたという事です。

○：コーサさんは周りから注目されていますから、そこは大事な事ですね。ところで、議会は多くの国から議員が集まるが故に言語もいろいろと思います。やはり英語を中心に使うのでしょうか。

A：いいえ。欧州連合は言語に関するポリシーを策定していて、全ての言語は平等という考えです。それで公的な会議では公式言語を 23 言語と定めています。つまり、議会の会議中は 23 言語が同時に進むという事です。議場には通訳のブースがずらっと並んでいて、デンマーク語、英語、アイスランド語、ハンガリー語などです。公的な会議は英語で進められても、ハンガリー語通訳がきちんとされていますからそのハンガリー語をハンガリーの手話通訳者が聞いて通訳する訳です。でも非公式の、例えば休憩中に個人的に会うときなどは、英語で筆談するか、手話通訳者が分かる範囲で通訳するかた、大抵はメールアドレスを交換してあとからメールで連絡し合います。どうしても通訳が必要なときは国際手話通訳を手配することもあります。問題はありません。スカイプもありますからね、大事な事は議会の議員達が私のことをきちんと理解してくださる事です。コミュニケーションに問題があるから、筆談が必要とか、通訳が必要とか、きちんとした理解が広がっていますから、問題はありません。

O : 素晴らしい話ですね。アダムさんと話し込んでしまいました。マークさんごめんなさい。欧州ろう連合について話してくださいますか。欧州ろう連合は素晴らしい仕事をしていらっしゃると思います。昨年11月でしたか、手話の法制化に関するシンポジウムを開催してブリュッセル宣言を出されていますね。そのあたりについて話してくださいますか。

M : 欧州ろう連合が設立されてから26年経ちますが、最初の頃は欧州内、フランス、ドイツなど少数の国で運営を行っていましたが、そのうちイギリスの他いくつかの国々が興味を持つようになり、健聴者の社会にあるような連合をろう社会にも作ったらどうかという考えが広まり、ろう者による連合を立ち上げ、当初はE C R S という名前から始まりました。当初は8日国と少数でしたが、少しずつ増えていき、12カ国、そして27カ国にまで拡大していき、名称も1992年にE U D に変更しました。その後、27カ国に加え、欧州経済共同体と同様な感じで、3カ国アイスランド、ノルウェー、スイスが連携し、合わせて30カ国になりました。他に6カ国、クロアチア、ボスニアヘルツェゴビナ、トルコ、マケドニア、イスラエル、セルビアも加盟の意向を示しております。欧州評議会から資金を得て、手話の理解運動に努めてきました。そして1988年、1998年と、欧州議会などにおける手話の必要性を認知する請願の採択を実現してきました。その後、アダムさんが議員に選出され、欧州全体を見回していくうちにいろいろなことに気づいてきました。欧州各国におけるろう社会の状況は同じではありません。ある国は通訳に対する保障は充実しているのに、ある国では全然保障されていないなど、様々です。欧州連合は「移動の自由」を保障しており、健聴者の世界では、いくつかの国をまたがって仕事をこなすのは日常茶飯事、今日はフランス、明日はイギリス、ドイツと移動しながら仕事していくのは当たり前になっています。しかし、ろう者の場合は、通訳の質が国々によって異なってくるので、いくつかの国をまたがって仕事をする上で支障が出るのです。そこで、私達は平等の権利を主張するために「ブリュッセル宣言」を出すことを決め、欧州における重要人物を招集、彼等の署名を集めました。彼等の中には、アダムさん、E U D 会長、30の加盟ろう協会代表、欧州手話通訳フォーラム会長、W F D 会長、W A S L I 会長がいます。この「ブリュッセル宣言」のお陰で、今まで口で直接伝えてもなかなか伝えられなかったという問題が解決されるなど、重要なツールとなりつつあります。

A : 欧州連合は米国のような感じではないことを知っていただきたいと思えますね。米国は州における政治がうまく統合されておりますが、欧州では政

策によって管轄する、しないにわかれてきます。例えば、漁業においては欧州連合が責任をとりますが、福祉は各国がそれぞれ対応するようになっています。手話に関しては各国が責任をとるようにしています。欧州連合は連合で定められた法制には従いますが、それが問題なわけです。ある国は手話の法制化を認めているのに、ある国では認められていない、こういったばらつきを出来るだけ減らすために、「ブリュッセル宣言」を提示することにより、国が守るべき最低水準（ミニマム）を訴えていくことが重要なのです。

M：欧州全体で平均約 75 人のろう者に対して 1 人の通訳者がいます。北欧、例えばフィンランドでは 6 人に 1 人、スウェーデンでは 20 人に 1 人の割合で、スカンジナビアは状況が良いです。下方へ行くにつれ、例えばルーマニアとか 2,000 人に 1 人、あるところでは 3,000 人に 1 人、と状況は悪くなっていき、それを平均して 75 人に 1 人という計算になります。こういった格差は良くない、欧州連合同様国々が平等であるべきだと考えています。100 人に 1 人くらいならまだしも 4,000 人に 1 人という状況はかなりひどいと思います。警察、裁判で通訳が足りない、通訳してくれる人がいたとしても手話が出来る家族にしてもらったり、その家族達も通訳養成を受けていない状態にいる、こういった状況はあってはならないことだと思います。そういう意味で欧州連合の各国が守るべき最低水準（ミニマム）を提示したのがブリュッセル宣言であるともいえますね。

A：欧州ろう連合、国々におけるろう協会、そして私が一体となって欧州連合に手話の言語的平等性を訴えていくことで、各国の政府機関にプレッシャーをかけていくことができるでしょう。ある国の協会がそのわたしたちの行動を見ていくことで、自分達も見習いたいと思っていただけるようにしていけたらと思っています。最近ではアイスランドで手話が法制化されたり、イタリアで運動が起こったりと、そうして 27 カ国全てにおいて手話の言語的法制化が実現することを望んでいます。「ブリュッセル宣言」の目的は、全ての国において手話の言語性が法制化されることで、欧州評議会においても手話への理解が促進され、各国の行政機関、議会にその理解が広がることです。そして手話に関する政策が活発になるでしょう。とにかく、国々それぞれで働きかけていくことが大事だと思います。ハンガリーは 5 年ほど一気に取り組んで法制化を勝ち取りました。ポーランドはまだ法制化されておらず、今運動を行っています。イタリアでは最近デモが起こっていますね。とにかく粘り強く運動を続けていくことで 5～10 年で法制化されていくようになると思います。EUD が発行した書籍に情報が記

載されています。私も油断することなく、その活動を広げていくために講演をしたり、ワークショップをしたりするなどしています。私がハンガリーで法制化の実現にむけて取り組んでいた時に、相手によっては会って話を聞いてくれたのにその後何の対応もなし、といったリアクションはいつものことでした。それでも粘り強く組織による取組みを続けていったおかげで法制化が実現しました。ただ、それまでの道のり約 30 年間は並大抵のものではありません。まあ、最近は昔と比べて取り組みやすくなった面があります。EUD もここ 2 年はよい仕事していると思います。

O : わかりやすい説明、ありがとうございます。欧州各国を見渡してみますと、それぞれ手話の言語性を規定する法律が違います。国々それぞれ、具体的にどんな法律に重点を置いているか、質の問題は別の問題として、教えてくださいませんか。例えば、教育法、憲法、言語法など、どういう分野の法律に重点を置いているのか、そしてどういったあり方が将来的に一番いいと思いますか。

M : 良い質問ですね。2 つの方向性があると思います。1 つの方はすでにろう者による運動で手話の法制化がすでになされているところです。例えば、フランスではフランス手話の法制化に向けてろう者がデモ行進に参加しました。その働きかけでフランスの手話は障害者福祉法の中の 75 番のところに記載される形で、法制化されました。しかし、「手話を尊重する」という文のみで、実体がありません。この法制化で万歳と言うか、その後のフランスの社会に何の変化もありません。これが一つのパターン、法制化されたら終わりと言うものです。もう 1 つのパターンは、例えばスカンジナビア諸国に見られます。例えばフィンランドは憲法に手話の言語性が明記されていますね。ただ、詳細については規定されておらず、フィンランドのろう協会は、言語法を持つサーミ語と同等な対応が法的に保障されるよう、手話言語法の制定の要望を続けています。手話が法制化されることで可能性もぐんと広がっていくわけです。このように、すでに手話が法制化された後、活動をしていない国もあれば、運動を続けている国もある、この 2 つの違いが顕著であるように思います。こういった状況から、口話、人工内耳などといった様々な問題が見られています。例えばイタリアですが、4 年前にイタリア手話の法制化を求める取組みがありました。しかし、議員の交替が頻繁に行われており、政権交代も多いです。それで、政情によって法制化に向けての申請運動が行き詰まってしまう、その繰り返しが続いています。最近ようやく手話の法制化に関する議案が通過したものの、横から邪魔が入ったりして、結局イタリア身振りというイタリア手話では

ない全く別の言葉が出てきたりして、今騒ぎが起こっているわけです。イタリାରろう協会もそれまで全くロビー活動をしてこなかったもので、ただ申請しただけで、それで結局この問題が表面化されて初めて慌てる、こういった問題を欧州ろう連合は多く見てきています。国々によって状況はかわってくると思います。ある国は教育に重点を置いています、別の国は手話通訳サービスの充実に重点を置いてきています。こういったパターンがよいか、と言われるすと、難しいですね。国々それぞれ文化が異なり、通訳か、それとも教育か、ろう者の社会が重要視する要望の内容は変わってくると思います。アダムさん、いかがですか？

A：あなたから先日送られてきたインタビュー質問リストを読みました。私は日本の法体系、組織をあまり知らないのですが、重要なことは何かと言いますと、方法、やりかただと思います。ハンガリーでも、目標を1つに定めて、運動を何回も起こしていき、失敗しながらも諦めずにきちんとした計画を立てて行きながらやり直す、それを繰り返し、1つずつクリアしていき、少しずつ勝ち取っていく、そうやって法制化を進めてきました。ところで、私は弁護士です。法体系のパワーは重要です。私として、手話が憲法にきちんと記載されていることをうれしく思っています。しかし、憲法に通訳や教育など細かいことを記載はできません。手話のみについて諸事項を定める法律の制定、これが大事だと思います。フランスの場合は、手話の法制化と言いましても、他に障害を持つ人に関しての記述も含まれており、その中にろう者は手話というような記載になっています。私は個人的にあまり好きではありません。手話に特化した法律、これが良いと思います。ろう者の権利などについての法律ではありません。なぜなら、ろう者だと手話使用者の範囲が限られてしまうからです。手話のみにしておけば、手話通訳者など手話使用者の範囲が広がります。ハンガリーの場合は、ハンガリー手話による法律を制定しており、憲法でなくこの法律においてろう者と難聴者の言語と明記しています。また、ろう、難聴、盲ろう者に対して、通信、教育など必要な言語に関わるサービスを全て記載しています。国々によって文化が異なるので、法体系を同一化させることは難しいと思います。ドイツでは障害者福祉法において手話に関わる諸事項が規定されていますが、ドイツ人は決められた法律をきちんと運用していますので、このパターンでも問題は全くないようです。ドイツと比するとフランス人はイメージ的にはフラフラしていますね。とにかく、国々によって違うんです。日本ならドイツと同じように真面目にきちんと系統立てながらやっていくでしょうから、たとえ障害者法に規定されただけとして

も問題はないものと思いますね。国によっては、手話が法制化されても、音楽を聞き流すような感じであまり重要視しないところもあるのです。法律がいかにかパワーを持っているかもっと認識して欲しいですね。もし規定内容に従わない場合は罰する、私のところハンガリーの手話言語法ではそのように記述してありますよ。日本が手話言語を法制化していくのが簡単かどうかはわかりませんし、無理強いさせるつもりもありません。何か一番言いたいのかと言いますと、方針が重要だということです。ハンガリーは取組みの一環としてシンポジウムやフォーラムを開催しました。EUDから、WFDから、米国から、カナダから講師に来ていただき、政府の人たちも参加して下さったことが、大きな力になりました。明確な方針とそれに沿った取組みが重要です。

O：ヨーロッパでも進んでいる国、なかなか進んでいない国があるようですが、EUDとしてはなかなか進んでいない国にどういう問題があると考えていますか。

M：そうですね、小さい国、大きい国にかなり格差が見られているように思います。小さい国は例えば、マルタ、キプロス、リトアニアとか。アイスランドには人口は全体で30万人の中に300人ほどのろう者がいるんですが、お互いに交流があるんです。私がいるイギリスは10万人ほどのろう者でばらばらですが、アイスランドはろう者の数が少ないので、私からすればデフファミリーみたいな感じを受けます。1つの見方をすれば、人口が少なく、議員との接点もあり、まとまって運動を起こしやすいということです。去年、アイスランドろう協会50周年記念のイベントに参加したのですが、ディナーの時に首相（か大統領）が来ていたんです。車を降りた時も警護なしで自分で会場に入ってきたんです。また、首相と近くの席に座ったりしながら、気軽に手話政策のことなど話し合う機会があったんです。私がいるイギリスでは絶対こういうことなんて考えられないですよ。もっと上の立場にいかない限り、政府関係者と話し合う機会なんてないわけです。人口が少ないということは運動も起こしやすい、でもその反面交流範囲がせまいので、入る情報も限られ、なかなか斬新な行動を起こせないんです。そこで欧州ろう連合がサポートしたりして、彼等に出来ることは何か自覚させています。このように各国で文化による違いがあって、それぞれにあわせた取組みが必要なんですね。欧州連合は月ごとに加盟国回り持ちで運営を担当していて、最近ではポーランド、その次がデンマーク、その次がキプロスでした。そのキプロス担当の時にキプロスの大臣にお会いした時のことです。「あなたを驚かせる話がある」と話を切り出されて、伺って

みると、その大臣は政界に入る前にろう者にサッカーを教えていたそうです。それでキプロスにろう者がいて彼らが手話を使っていることはよく知っていると。さらに妻は今もろう児に手話で教えているとか。「確かにあなたは私を驚かせましたね」とその場の話が終ったのですが、私自身は今まで大臣の世界は手の届かない遠いところにあると思っていたのです。それがそうでもないこともあるとわかって、こういうチャンスも活かしたロビー活動が大切であると実感した次第です。ところで、アイスランドの嬉しいニュースがありましたが、法律レベルなのか憲法レベルなのか、まだわかりません。本日知ったばかりです。これから色々確認した上で、EUDとしてアイスランドのろう者組織を支援して行きたいと思います。これが私の仕事です。

○：人工内耳をつける子供が増えている問題について話したいと思います。新生児スクリーニングでろうであるとわかった時点で手話を教えるよう義務付けている法律を定めている国はありますか？

A：ハンガリーですね。2009年に手話言語法が制定された時点では依然として口話による教育が中心で、手話を本格的に導入する状況ではありませんでした。ろうの先生も1人か、2人と非常に少ない状況です。それで、法律を作ってもすぐにバイリンガル教育体制に移行するのは無理があります。そこで、2017年にバイリンガル教育を開始することを手話言語法に明記した上で、ろう教員の養成を進めるなど準備をしています。2009年の手話言語法ですでに運用されている規定は、一つ目に、ろう学校に通う子供が5名以上いる場合は、両親が希望すれば手話の指導が義務付けられるというのがあります。また両親が手話の学習をしたい場合は政府が支援を行うことになっています。二つ目は、一般校に通うろう児の場合、必ず無料で手話を学習する機会を提供するものとしています。多くのろう児が一般校にインテグレーションしているのですが、孤立感、アイデンティティーの乱れなどにおける問題が顕著になっています。そして三つ目ですが、生まれた子供に聴覚障害が発見された時点で、両親が手話の学習を政府からの支援で受ける機会を与えることです。この3つの機会が手話言語法で保障されています。ただ、聴覚障害が発見されたらすぐに手話使用を開始するべきというような規定はありません。しかし、2017年のバイリンガル教育開始でこの問題は解決されていくことと思います。

○：なるほど、今はこの3つをうまく組み合わせているということですね。ところで、ご両親の中には手話でなく口話による教育を選択したい人もいるのでは？

A：ヨーロッパは親による権利、親による選択肢が非常に尊重されているんです。2017年からは、口話か、バイリンガルか、どっちがよいか2つの選択肢を与えることになります。一般校へ行ったとしても子供の学力がなかなか伸びない、精神的にも思わしくない、手話の方で子供の学力を伸ばす教育を考えた時に、親子共に国からの支援金で手話学習の機会が与えられます。この手話学習も単に覚えるというのではなく、A2システムというのがある、A1、A2、B1、B2とレベルを設定して手話の習得を図る方法を取ります。A1は入門レベル、A2は初歩会話レベル、B1は日常会話レベル、B2は手話通訳レベル、C1は母語レベルです。

M：欧州ろう連合としてギャップを感じていることがあるんです。生まれてくるろうの子供の数、聴覚障害の程度、補聴器使用者、人工内耳装着者、手話利用者それぞれにおける割合、親の教育状況などを把握出来る証拠みたいなものがないんです。こういったデータは集めることがなかなか難しいんですよ。ヨーロッパ人工内耳使用者の会みたいなのがあって、人工内耳装着者の子供の数は把握出来ているんですが、その後のフォローアップというか、彼達の状況、教育はどのように受けているのか、聴こえはどのくらいか、手話使用範囲、レベルはどれくらいか、全然把握出来ていないんです。また、新生児スクリーニングを受けた後にろう者と判明した場合、医療関係の人がどのように情報提供をしているのか、口話、手話などそれぞれの能力に応じて幅広い選択肢を与えているのか、それとも手話使用は避けて口話だけを勧めるようにしているのか、全くわからない状況で、これは欧州ろう連合として大きな問題でして受け止めています。各国のろう協会に聞いても同じような状況のようです。そのうち機会があれば、資金を得て大学に依頼しながら、調査、分析をすることが出来たらと考えています。イギリスにはメインストリーミングプログラムが実施されているところがあって、そこは補聴器、人工内耳、手話使用と、いろいろなろう学生がいます。そこではろう学生の学力の低さが問題になっており、一般より5年は遅れていると見られています。政府も対策を変えたりしているんですが、結局メインストリーミングの方では何の変化も見られていないわけです。ハンガリーでも見られている良い例なのですが、「手話」これが大切なのです。手話は単にコミュニケーションの手段の1つであるだけではないのです。言語です。それに手話を使用するという事で、口話、口

の読み取り、読み書き能力が劣るという考え方も間違っていると思います。口話でも読み書きが出来ないろう者もたくさんいますし。欧州ろう連合は、手話に対する支援が強すぎるのではないか、はじめに手話ありきと偏っているのではないかという見方をする人もいるのですが、そうではないんです。自由の選択を与えることで平等になれるように支援をしている、ということです。人工内耳装着することは問題ではないと思いますし、親の選択であれば、それはそれでよいと思います。ただ、親には平等の情報を与えるべきだと考えています。つまり、「手話使用は勧めない」という情報提供には反対するということです。

A：ハンガリー手話言語法では、新生児に聴覚障害が発見されたときに親に渡す「情報パック」について明記していませんが、別途整理しているところなんです。現況では、医師は人工内耳を強く勧めており、無料で人工内耳の埋め込み手術が出来る、確実に聴こえるようになるといったような情報を提供するわけで、親はもちろんそれを信じ、人工内耳埋め込み手術の選択をするわけですね。そうではなくて、あらゆる情報、人工内耳だけでなく、手話、通訳など様々な情報を同時に提供して、親がより良い方法を選択すること、これが大切だと思います。しかしながら、医師が実際は手話の存在を知らない、人工内耳の方に偏っている、これが問題だと思います。

O：医師に手話を教えるようなことはしないんでしょうか

A：出来るだけするようにはしています。しかし、医師は利益を考えますから、人工内耳の方が断然お金は儲かりますからね。私としてもそれは好きではないんですが、何が一番大切なのかと言いますと、「情報」です。情報提供が万全でない状況で親が決めてしまう、これが良くないと思います。正確で均等な情報を得た上で親がやはり人工内耳を選択することはあるでしょ。それはそれで親の選択ですから、まったく構わないと思っています。

O：そうですね、オープンであること、これが大切ですよね。それにしても、医師への教育はどうしたらよいのでしょうか。

A：情報パックを両親に掲示することです。社会福祉法によると、医師は親に正確な情報を提供しなければいけないことになっています。今準備をしている新しい法では、この情報パックの内容などについて記述しており、医師はこの新しい法律に従い、いろいろな情報が盛り込まれている情報パッ

クを親に提供する必要となります。親はそれに目を通して選択していくわけです。今の状況では、医師が一方的に人工内耳を勧め、健聴者のようになれると説得しているだけの状況なので、これは良くないことだと思います。今までいろいろな聴覚障害者と会ってきましたが、例えば 14 歳のろう者が相談に来て、後ろについている親が話し始めることが多いのです。私は、そのろう者と私で直接会話をさせてくださいと親に言います。親もその時になって初めて手話の存在に気づく人が多いわけで、もっと早い段階で知りたかったという人もいます。人工内耳、メインストリーミングという選択肢だけ与えられ、手話など他にもたくさん選択肢があるという情報が行き渡っていない、これが問題なんです。

M：一般的には、健聴者と同じように聴けて話せるようになるといった、理想的なモデルがわかりやすいです。だから医師が「健聴者と同じようになれる」として人工内耳を勧めれば親は当然その言葉にすがるでしょうね。だからこそ正確な情報を親に提供するシステムが必要です。最近のことですが、新聞のある人工内耳関連の広告で、「私は聴こえる。」とキャッチフレーズが大きく出ていて、聴こえるから、話せるからで、だからなんなんだろうと思います。人工内耳を装着して終わりという状況も多くあるので、こういった事実をはっきりさせていくべきです。欧州ろう連合、そしてアダムさんも、ろう者がどういう教育を受けてきたか、通訳、就業状況、ろう学校、メインストリーミングなど、国々における違いなど調査をやることの重要性を認識しています。

M：欧州評議会は 49 カ国、欧州ろう連合は 27 カ国ですが、欧州評議会は人権に焦点を当てています。私もたまに欧州評議会の講演に招待されたり、メンバー（政府高官）と一緒に各国を訪問することがあります。ある国に行くときは前もってそのろう協会に連絡して見学先をアレンジしてもらいます。例えばウクライナに行ったときは、文化センター、ろう者が集団で働いている工場などを見てまわったりしました。西欧の国々ではろう者が自由に様々な分野で仕事をしている状況が見られるんですが、東欧の国々では同じ工場に多くのろう者が勤めている状況が多いですね。国々によって、どう違うか比較したりしながらいろいろと学ぶことが出来ますが、同時にどうしたらよいのかと考え込んでしまいますね。

O：わかりました。ところで、「欧州における手話の法的認知状況」の本を読ませて頂いたんですが、情報が豊富で良いんですが、残念なことに掲載されている各国の条文がそれぞれの言語のままで英語ではないんですよね。

それは仕方ないとして、アダムさん、今年5月に新しくハンガリーの法律に何か動きがあったようですね。憲法が改正されるとか。

A：手話言語法そのものに動きはありませんが、憲法の改正と言う大きな動きがあったのです。そこで、非常に短い条文ですが、フィンランドの憲法と同じように手話に関する条文を入れました。詳細はハンガリー手話言語法に規定していますからね。憲法には「ハンガリーが手話言語をハンガリー文化の一部として尊重する」べきと言う一文を入れました。当初の案では「ろう者の言語」というような書き方があったんですが、わたしたちの考えで「ろう者の」は削除し、「手話言語」のみとしました。もし「ろう者」の言葉を使うと、ろう児の親、通訳者に手話に関する権利が保障されないことになるのです。そこで、憲法には単に「手話言語」のみを明記したのです。手話は国民全てに開かれています。学びたい方はどうぞ学んでください。「ろう者」の言葉によって手話を使う人々を限定しないのです。この条文を英訳もあわせて後日お渡しします。

O：手話言語法に関する本も、ですか？あの本はそれぞれの国々の言語で書かれていて読めないもので。

M：アイルランドの法律、ハンガリーの新しい憲法、前回掲載し損なった情報などを編集、まとめあげるつもりでいます。英文のもあればいいんですが、機会があれば資金を得て英訳のも作成出来ればと考えています。問題は法律に関する内容なので、いかにきちんと翻訳してくれる人を見つけるか。1つの言葉を間違えて翻訳しただけで全体的に変な内容になってしまうこともあります。例えば、以前フィンランド法について、欧州ろう連合でフィンランド人の弁護士と一緒に読む機会があったのですが、フィンランド語、英語でフィンランド法についての記載に違いがあったことがわかったのです。おそらく、それを翻訳した人は昔フィンランドろう協会の手話通訳者で弁護士とかではなかったんじゃないか、英語の翻訳が出来るくらいだったのではないかと思います。政府で認められた翻訳者をいかに決めていくか、それも課題ですね。それさえ解決されれば一気に進められますし、各国の条文を比較できる本ができますね。

O：そのうち、ウェブサイトに掲載する予定は？

M：機会があれば。まずは売って利益を得ることですね。それからウェブサイトに掲載していきたいですね。

○：日本は何冊購入したんでしょう。

M：5冊ですよ。

○：そうそう、思い出したんですが、ハンガリーでは20年、30年くらい運動してきたとおっしゃっていましたが、いろいろ失敗することもあるそうですが、具体的に言いますと？

A：1つ目は政権交代ですね。2つ目は国会の日取りのタイミングが合わなかったり、わたしたちの取り組み方法がまずかったりして、保留扱いされることがあったことです。2005年に私がろう協会の会長になった時に、それまでのやり方を変えました。直接大臣など高官と会って、直接色々と要望しました。しかし、向こうからはろう者は何人いるのか、手話使用者は何人？補聴器は？とか、という質問ばかりが返ってきて、それらに正確なデータを出せなかったりして、効果はありませんでした。そこで、理事と専門家で集まり、ロビー活動のやり方を検証したのです。理事を6週間研修に2回行かせ、ロビー活動で相手を納得させる技術、良いコミュニケーションをとる方法などをみっちり学びました。そして、広報が大事であるとか、手話言語法にテーマを絞ったシンポジウムを3回開催して議員を招くとか、1,600人による街頭デモ行進をすとか、そういう行動計画を作り、そのとおり実行しました。1つに時間、2つがエネルギー、3つ目は人です。本日のシンポジウムで午前には大臣が来られましたね。その大臣は前は政権政党ではなく野党の重要人物だったのです。初めてお会いしたとき、他の議員と違って真剣に話を聞く姿勢を見せてきましたし、ろう協会のセンターにも足を運んでくださったのです。他の議員はお願いしても来ないか、あるいは秘書を出してくるかでした。議員に手話通訳派遣状況や高齢ろう者の様子、職業訓練などを紹介し、勉強していただきました。その後、その議員が国会で法律に手話が規定されていないのはなぜかという疑問を出してくださったのです。まあそんなこともある5年間のロビー活動が続きました。一人では無力です。実際に3年間は何をやっても打開できないままでしたが、3年目になってようやく政府がこちらに目を向けるようになり、そして手話言語法案を作る準備が始まったわけです。その後も予算の問題や時間の問題とかがありましたが、粘り強いロビー活動を続けて5年目に法案の上程が実現しました。

○：そうですね。先ほどの講師（ハンガリーの国会議員をしているろう者）の話もわかりやすかったです。ところで多分最後の質問になると思うんです

が、2人への質問です。欧州には、手話の技能を評価、手話がうまいか下手か、生まれてから手話における語彙と文法をどれくらい獲得出来ているか、100%のうちどれくらいか、手話の能力を調べる評価システムはあるのでしょうか。

A、M：ないですね。

A：いくつかの大学、いくつかの高校で手話能力を評価するということはあるけれど、きちんとした手話能力の評価システムはないですね。

M：イギリスでは16歳の時に言語能力評価テストが義務付けられていて、英語、フランス語、ドイツ語などが対象となっています。このテストに手話を加えてほしいということを、イギリスのろう者社会で要望活動があります。政府はお金がかかるとか他の言語でテストすればよいとかで、手話の導入に前向きではないですが、今も運動が続けられています。このテストに手話が増えられたら、きちんと手話能力の評価を行うことができるのですが、今のところきちんとしたシステムはありません。

O：通訳養成で、学生の手話能力の良し悪しをどうやって評価しているのでしょうか。

M：国々によって違ってきます。イギリスでは大学で手話通訳を学ぶところがあります。単に手話が出来から通訳できるというのではなく、通訳するにあたり技術を身につける。それで、通訳そのものを評価するシステムはあっても、手話の言語能力を評価するシステムは手話通訳養成の中では開発されていないと思うのです。スカンジナビアでも同じような状況で、手話通訳者は手話能力を持っているというよりは通訳の能力をもっているというように重点の置き方が違うのですね。日本はいかがですか？

O：日本には政府が定めている手話通訳士認定試験があり、1,000人を超える健聴者が手話能力よりは通訳能力に重点を置く試験を受けて、資格を取得しています。ハンガリーにもそういうようなシステムはありますでしょうか。

A：ありますよ。いま準備中の法律では、手話通訳者の能力を評価するシステムを検討中です。通訳者の通訳技能を評価して、医療通訳、教育通訳、会議通訳など通訳できる範囲を資格に明記する方法です。いま政府と協議している内容は、通訳技能の評価委員会です。ろうの手話指導者、大学における言語学者、手話通訳者で構成し、それぞれの視点から手話通訳の技能、

表現、容姿、倫理などを総合して評価していく委員会です。ハンガリーには今はありませんが、イギリスにはありますよね。ところで、今インタビューを受けている中で一つ重要なことを思い出しました。それはなぜハンガリーがわずか5年間で手話言語法制定を実現させたかです。答えはずばり国連「障害者権利条約」です。ハンガリー政府は2007年に批准しました。この条約に手話が言語であることが明記されていますから、そのところを政府に何度も示して、活動が続けることが出来たのです。日本はこの条約を批准していないことは私も知っています。先日日本国大使（丸山氏）に会う機会があって、日本はまだ批准していませんねと問いかけたところ、「そのとおりまだです。現在調査と議論を続けているところです。」という誠実な回答がありましたね。

O：そのとおりです。日本の政府はいま会議を重ねて検討中です。西滝さん、小林さん、何か質問はないですか。

小林(K)：EUDはブリュッセル宣言を作ったり、手話の法的認知状況についての本を出したりしたほかに、なにか調査分析をやってますでしょうか。

A：欧州レベルで言いますと、その青い本が初めてです。それぞれの国々における調査研究の資料とかありますけれど、欧州レベルでいえば、その本が第一号ということになりますね。

O：今回頂いた資料パックの中にオーストリアの大学の言語学者による研究結果の紹介がありますが、それは何ですか？

M：それは欧州評議会が作成したものです。ブリュッセル宣言を出すために様々な証拠が必要になるので、欧州評議会から支援を受けるにしても、そのための手続きの中で証拠がやはり必要になります。欧州における様々な情報を収集し、各国のろう協会の協力を得てろう者、手話使用者、ろうの子供の数など、完璧とまではいきませんが、だいたいのデータ、10,000から15,000くらいを集めました。しかし、まだまだ数が足りませんし、私たちが分析をしたとしても無理があるでしょう。もし、その分析したデータを使ったとしても、政府からは根拠が足りないとかいろいろ指摘される恐れがあります。それで、次の段階として、大学研究者によるきちんとした分析データと証拠（証明）が必要になります。統計が必要です。

○：欧州連合か欧州評議会のどちらかわかりませんが、欧州では国連「障害者権利条約」のように障害分野に焦点をあてたワーキンググループがあると聞きましたが、どのようなものでしょうか。

A：欧州評議会に「障害者の社会参加の平等」を焦点にした委員会が設置されています。マークさんが明日、明後日、その関係の会議に参加されますよ。国連の「障害者権利条約」とは別に欧州評議会は今までに2回、各国に手話の法制化を促す内容の公式決定を行っています。欧州連合でも欧州議会で1988年、1998年に各国に手話の法制化を要請する決議が2回承認されています。それ以上は今のところありません。最近、欧州連合は国連「障害者権利条約」に従うことを承認しました。欧州連合三つの機関で構成されています。1つが欧州理事会（EC）、2つ目は欧州委員会、3つ目が欧州議会になります。50年間の歴史の中で、法制定などでもっとも力を持っているのは欧州理事会です。スポーツ関連なら各国のスポーツ担当大臣が、財政関連なら各国の財政担当大臣が理事会に集まって法律を作る仕組みです。しかし、欧州議会が次第に力を持つようになり、前は欧州理事会で決定した予算を追認するだけの議会が、今や議会での議論によって修正され理事会に差し戻されるケースも増えてきました。つまり共同決定手続き（Co-decision）システムと言う形で、議会の法的権限が強化されています。議案には共同決定手続きの終了期限があり、なかなか決まらないときは30人ずつの代表による折衝会合も開催されます。それでも決まらずに期限を過ぎた場合は廃案となります。説明が長くなりましたが、欧州連合の政治の仕組みをご理解いただけましたね。さて、国連「障害者権利条約」の承認の話に戻りますが、まず欧州議会が批准し、欧州理事会に批准の提案をしたのです。欧州理事会は、それは加盟国それぞれが決めることであって欧州連合のレベルで決めることではないという考えでした。欧州議会としては、欧州連合のレベルでも三つの機関がそれぞれ批准することで、各国のレベルでなく欧州連合のレベルでこの条約の内容が反映されるという考えをもって、折衝にあたりました。その結果、三つの機関全てが批准しました。国のレベルでいうと、批准した国はまだ16カ国です。残りの11カ国はまだですが、これからでしょう。いつか全ての国が批准したときは、欧州連合も各国も批准と言う完璧な状況になりますね。

A：欧州連合がこのような決定を行ったのは「障害者権利条約」の批准が初めてのケースなのです。この決定方法がどのように評価されるかは今後次第ですね。

K：欧州連合の勧告は(recommendation)は加盟国に強い影響を与えるのでしょうか。

A：今回の批准はあくまで欧州連合の三つの機関においてのものです。各国への法的拘束力はありません。しかし、欧州理事会も欧州議会も各国への勧告を決議しており、実際に 11 カ国のみであった批准国が欧州連合の批准後は 16 カ国に増えていますし、今後 2 年ほどの間に全ての国が批准する見通しを持っています。そういう意味では効果が出ています。

K：どの機関かわかりませんが、どこかが資金を出して、大学で障害者をテーマにした研究を実施しているようですが、健聴者だけでなく、ろう者も関わっているかどうかご存じですか。

M：当然のことですよ。大学、研究機関とかはそれぞれの国にあるろう協会と連携していることが大切です。健聴者が単独で研究を進めていくことは許されないことです。

K：ハンガリーで手話言語法を作るにあたり、モデルというか他の国の法律を参考にしたのか、それとも自分達で検討して作られたのでしょうか。

A：ニュージーランドです。チェコ、スペインなど、EUDの協力も得て資料を集めたりして一番良いと思ったのがニュージーランドでした。スペインも良かったのですが、ちょっと教育中心ですね。政府が受け入れやすい法律であること、手話、教育、通訳、通信、文化など全ての要素を網羅している法律として、ニュージーランドの手話言語法を非常に高く評価しました。

O：ニュージーランドの場合、いろいろと分析したところ、弱点は何かと言いますと、法律にあってもその制度を運用するための予算的な裏づけがないことですよね。

A：そうですね。ハンガリーでは法律に時間を明記する方法を取りました。時間数を記載すれば、政府は支払う義務があります。支払えるようにではなく、支払うべきなんです。例えば、弁護士、警察、コミュニティにおける必要な状況に対し無料で通訳を提供しますが、個人の結婚式とか個人的なニーズに対する通訳保障の時間は 1 人一年間 120 時間です。もし 120 時間を過ぎた場合はそれ以降は自費でと言うことになります。教育を受ける場合は 180 時間が追加されます。「時間」、を法律に明記する方法、これがハンガリーの場合は有効なのです。今、政府が手話通訳に支出する予算は増えてきています。なぜならろう者が通訳を依頼する機会が増えてきてい

るからです。2002年の時点では2,000時間でしたが、今は36,000時間になっています。昔のろう者は通訳を依頼する機会はありません、あったとしても個人的に家族か知人にお願いすることが殆どでしたが、それは良くないと思います。私の父もろう者で以前は筆談と口話でやりとりしていて、私が通訳を依頼したらどうかと話しても聞いてくれなかったのですが、3年くらい前に始めて手話通訳を依頼、それ以来手話通訳依頼にはまってしまいましたよ。笑。あとでプレゼン資料を送りますが、デモ行進やシンポジウムなど様々な取り組みをやってきた様子がわかると思います。

終了